

令和4年度中小企業実態調査事業
中小企業関係租税特別措置の効果に関する調査研究
報告書

2023年2月

株式会社東京商工リサーチ

目 次

I. 調査概要	1
1. 目的	2
2. 調査概要	2
II. 調査結果	3
1. 法人	4
1. 企業の概況	4
2. 企業の経営状況	5
3. 法人税の軽減税率	8
4. 中小企業向けの設備投資関連税制	9
5. 先端設備等導入制度による固定資産税軽減措置	17
2. 個人事業主	19
1. 属性	19
2. 事業承継に関する税制	20
IV. 定量分析	28
V. 参考資料	44
【法人調査票】	45
【個人事業主調査票】	57

I . 調查概要

1. 目的

中小企業関係租税特別措置について、その利用実態や政策的な効果等について定量的な検証を行い、制度の今後のあり方についての検討・分析に資することを本調査の目的とする。

2. 調査概要

本調査では法人企業 20,000 社、個人事業主 1,000 者の中小企業に対してアンケート調査を実施した。アンケート調査の概要は以下のとおりである。

【法人企業】

調査期間 : 2022 年 7 月～8 月
調査手法 : 郵送調査および WEB 調査
対象エリア : 全国
調査対象数 : 20,000 件
回答数 : 4,911 件 (24.6%)

【個人事業主】

調査期間 : 2022 年 8 月～9 月
調査手法 : インターネットモニター調査
対象エリア : 全国
調査数 : 1,000 件

<主な調査内容>

【法人】

- 概況・経営状況
- 法人税の軽減税率
- 中小企業向けの設備投資関連税制
- 先端設備等導入制度による固定資産税軽減措置

【個人事業主】

- 属性
- 事業承継に関する税制

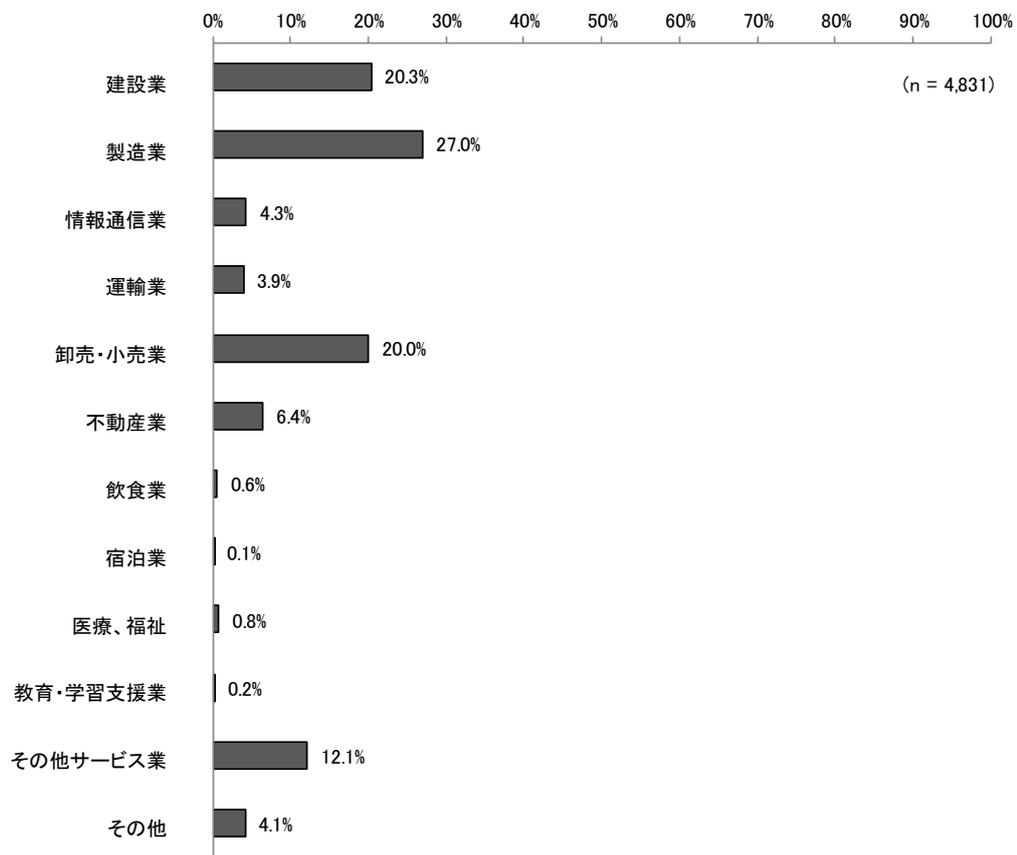
II. 調查結果

1. 法人

1. 企業の概況

1-1 主たる業種

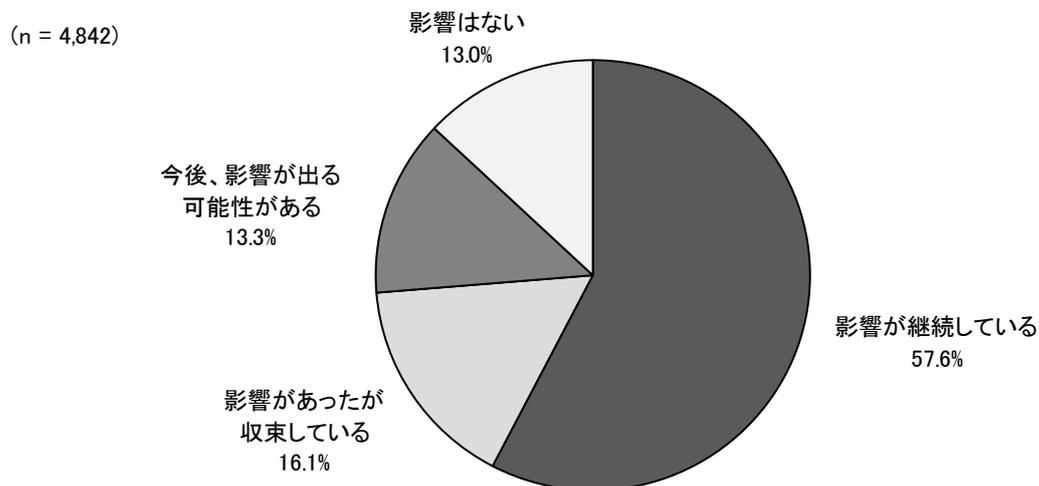
「製造業」が27.0%と最も高く、次いで「建設業」が20.3%、「卸売・小売業」が20.0%となっている。



2. 企業の経営状況

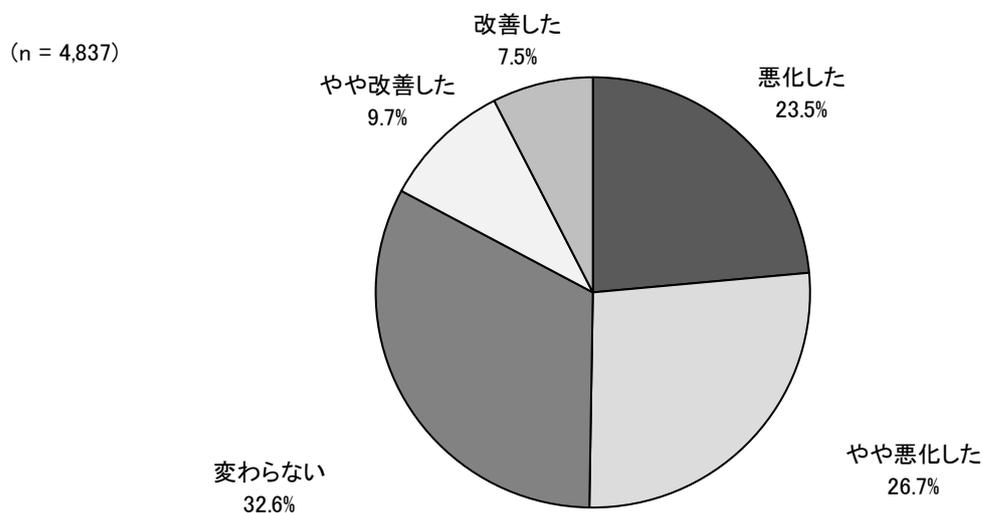
2-1 新型コロナウイルス感染症の企業活動への影響（単一回答）

「影響が継続している」が57.6%と最も高く、次いで「影響があったが収束している」が16.1%、「今後、影響が出る可能性がある」が13.3%となっている。



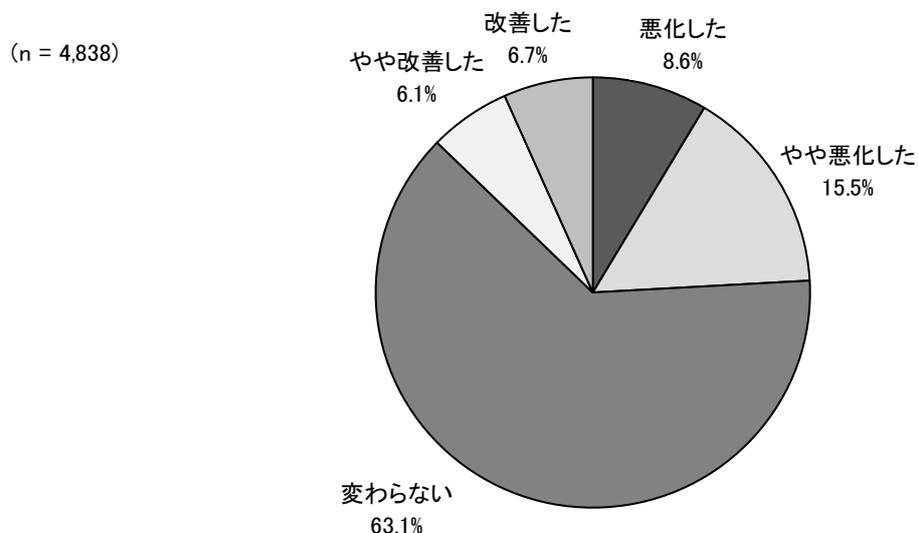
2-2 現在の業況（コロナ前（2019年以前）との比較）（単一回答）

「変わらない」が32.6%と最も高く、次いで「やや悪化した」が26.7%、「悪化した」が23.5%となっている。



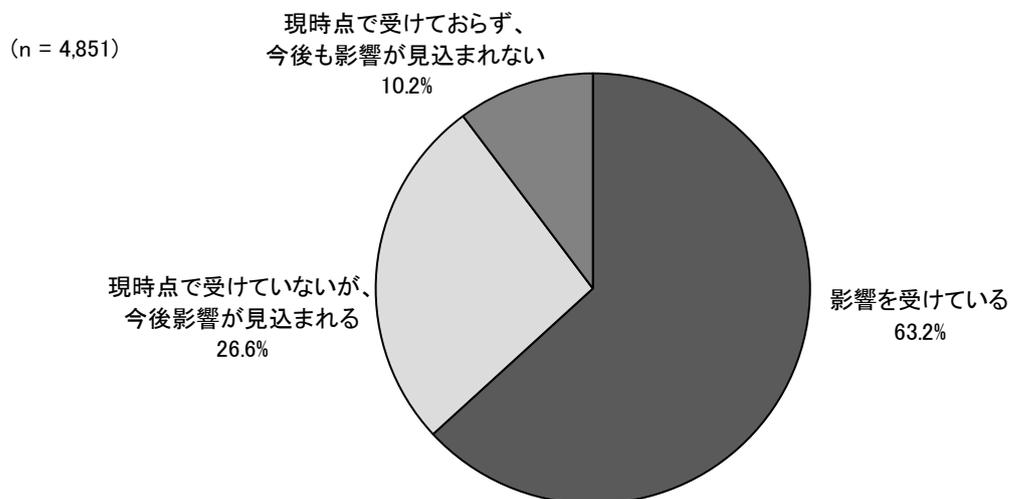
2-3 現在の資金繰りの状況（コロナ前（2019年以前）との比較）（単一回答）

「変わらない」が63.1%と最も高く、次いで「やや悪化した」が15.5%、「悪化した」が8.6%となっている。



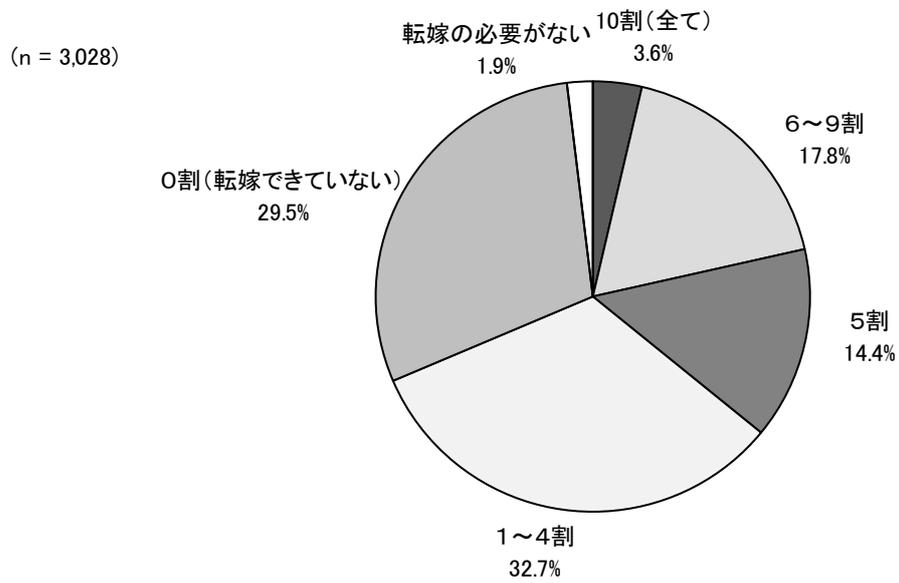
2-4 原油・原材料の高騰による経営へのマイナスの影響（単一回答）

「影響を受けている」が63.2%と最も高く、次いで「現時点で受けていないが、今後影響が見込まれる」が26.6%、「現時点で受けておらず、今後も影響が見込まれない」が10.2%となっている。



2-5 原油・原材料の高騰に伴うコスト上昇分の価格転嫁の割合（単一回答）

「1～4割」が32.7%と最も高く、次いで「0割（転嫁できていない）」が29.5%、「6～9割」が17.8%となっている。

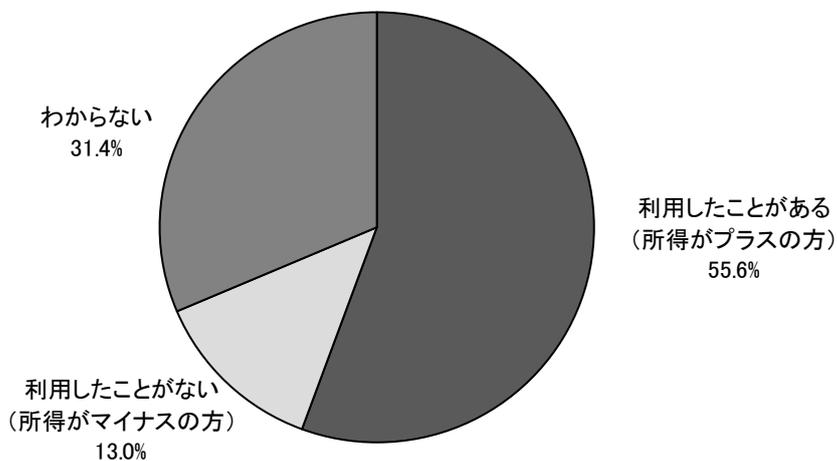


3. 法人税の軽減税率

3-1 本措置の利用有無（単一回答）

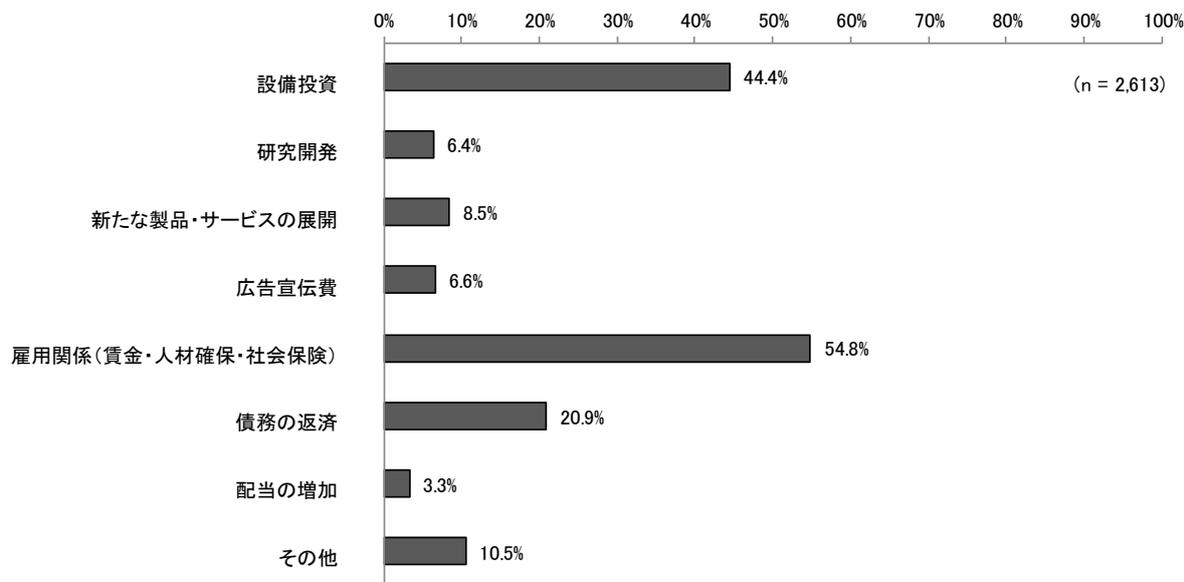
「利用したことがある（所得がプラスの方）」が 55.6%と最も高く、次いで「わからない」が 31.4%、「利用したことがない（所得がマイナスの方）」が 13.0%となっている。

(n = 4,798)



3-2 本措置によって増加したキャッシュフローの使用用途（複数回答）

「雇用関係（賃金・人材確保・社会保険）」が 54.8%と最も高く、次いで「設備投資」が 44.4%となっている。

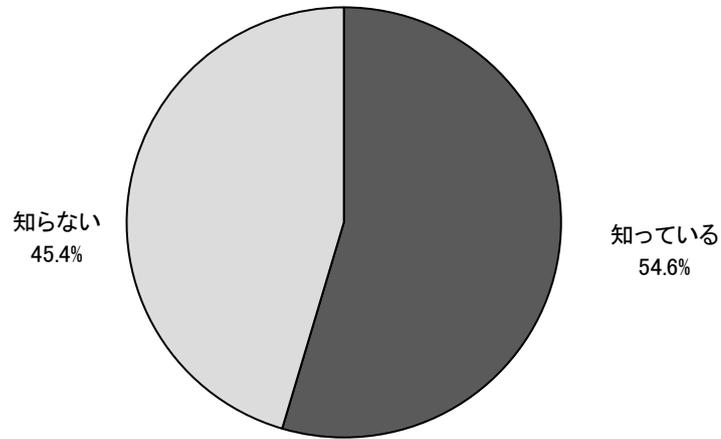


4. 中小企業向けの設備投資関連税制

4-1(1) 中小企業投資促進税制の認知度（単一回答）

「知っている」が 54.6%、「知らない」が 45.4%となっている。

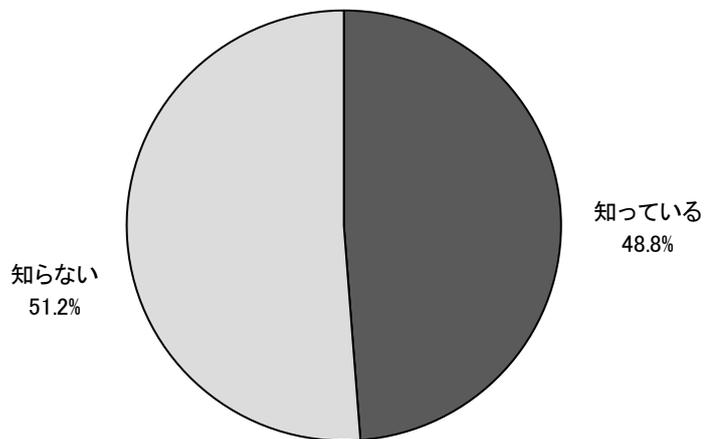
(n = 4,765)



4-1(2) 中小企業経営強化税制の認知度（単一回答）

「知っている」が 48.8%、「知らない」が 51.2%となっている。

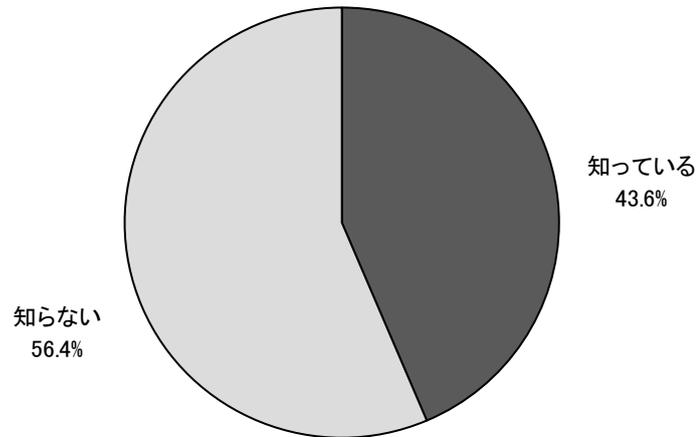
(n = 4,768)



4-1(3) 先端設備等導入計画に基づく固定資産税の特例の認知度（単一回答）

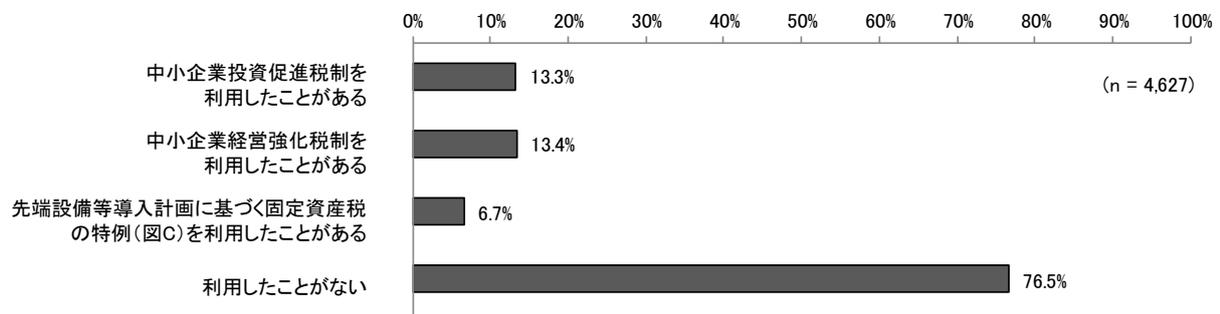
「知っている」が43.6%、「知らない」が56.4%となっている。

(n = 4,754)



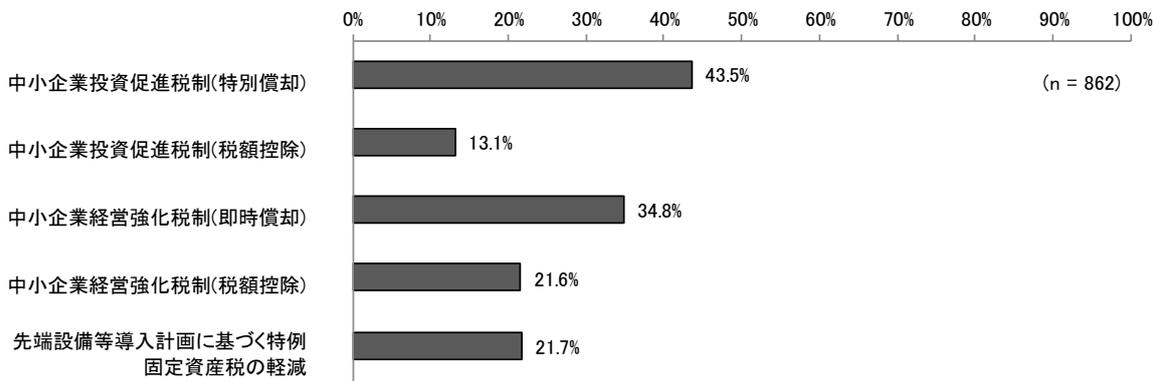
4-2 設備投資関連税制の利用有無(複数回答)

「利用したことがない」が76.5%と最も高く、次いで「中小企業経営強化税制を利用したことがある」が13.4%、「中小企業投資促進税制を利用したことがある」が13.3%となっている。



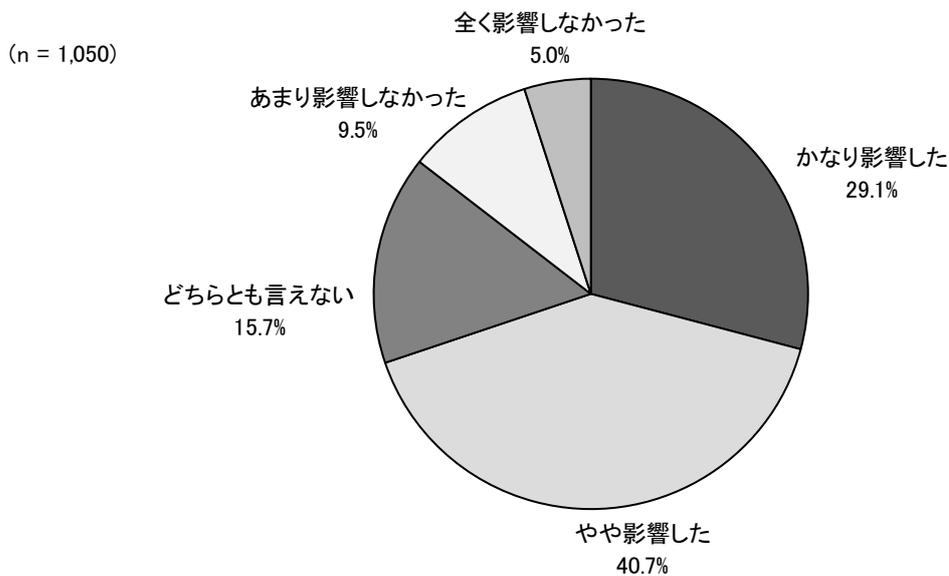
4-3 設備投資関連税制の利用有無（複数回答）

「中小企業投資促進税制(特別償却)」が43.5%と最も高く、次いで「中小企業経営強化税制(即時償却)」が34.8%、「先端設備等導入計画に基づく特例 固定資産税の軽減」が21.7%となっている。



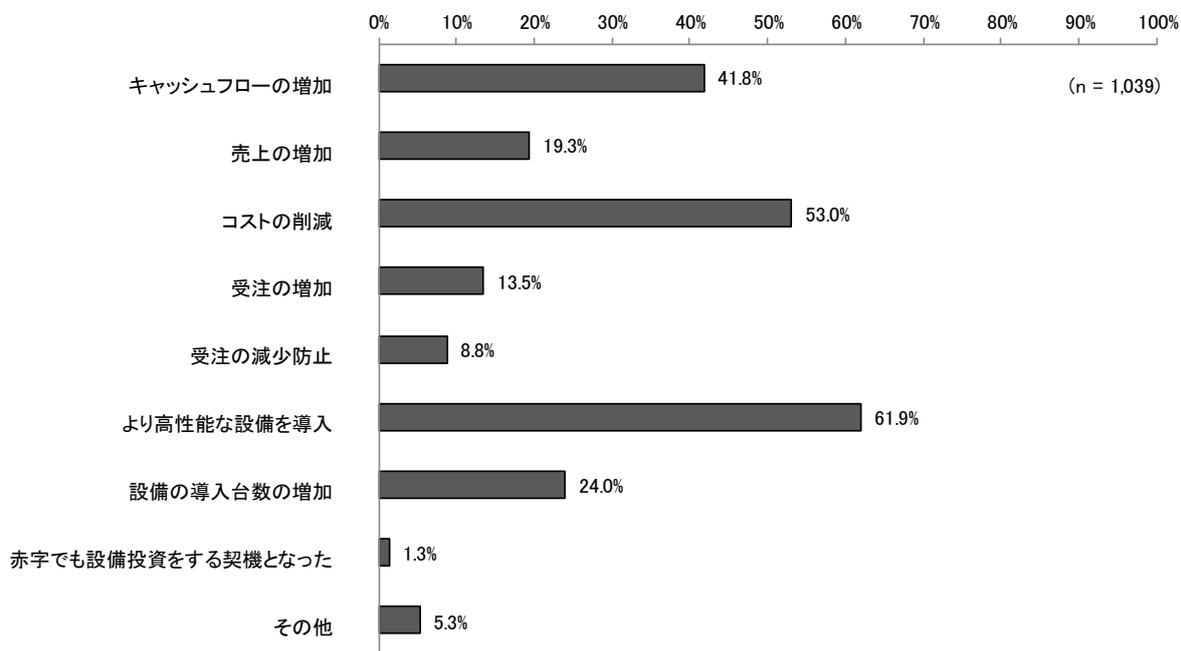
4-4 設備導入決定時の税制措置の影響（単一回答）

「やや影響した」が40.7%と最も高く、次いで「かなり影響した」が29.1%となっている。



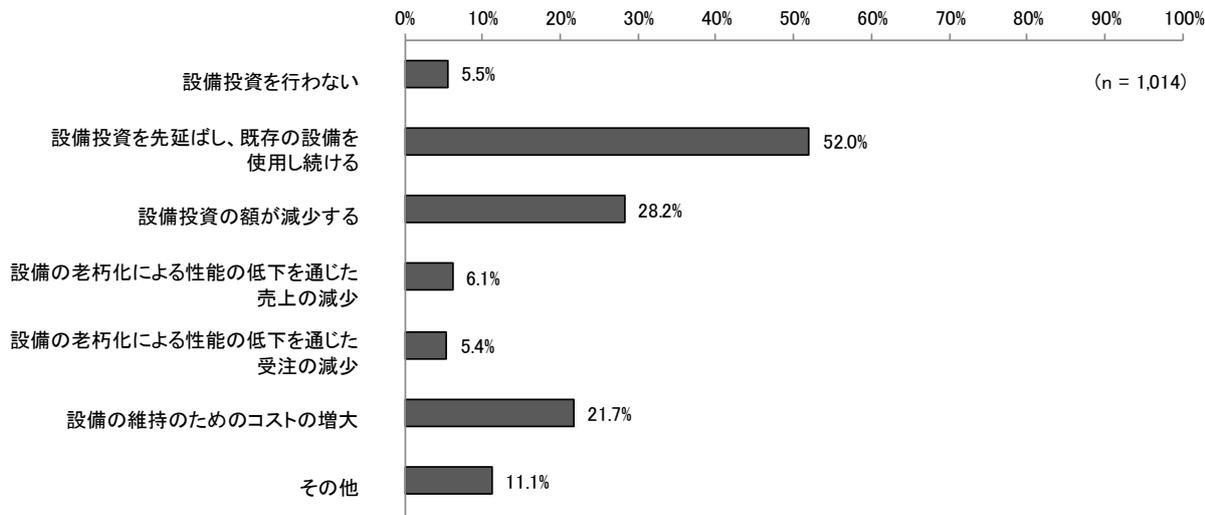
4-5 税制措置を使ったことによる効果（複数回答）

「より高性能な設備を導入」が61.9%と最も高く、次いで「コストの削減」が53.0%、「キャッシュフローの増加」が41.8%となっている。



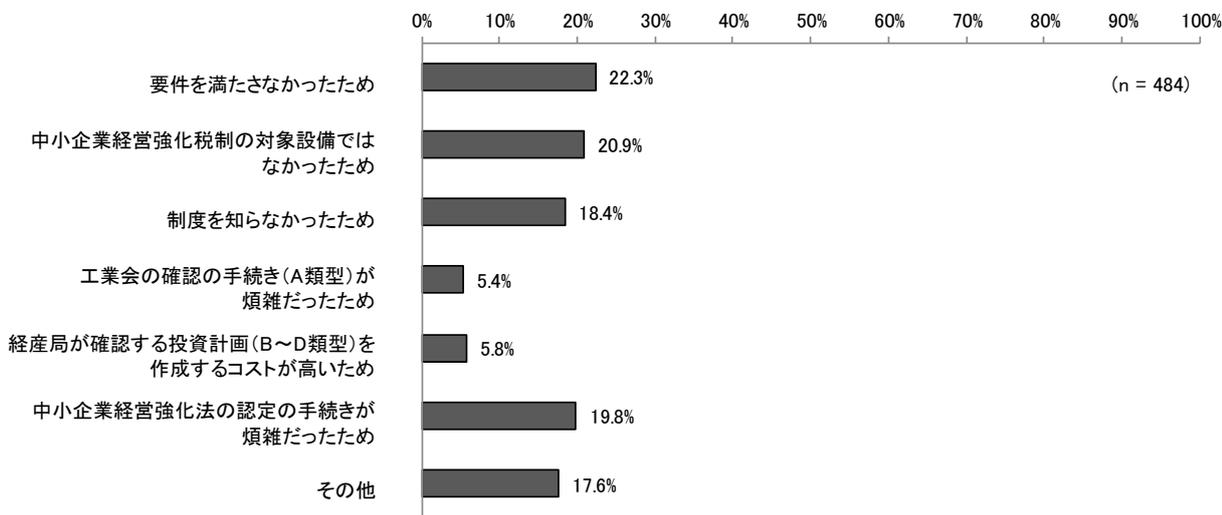
4-6 税制措置がなかった場合/優遇が小さくなった場合の影響（複数回答）

「設備投資を先延ばし、既存の設備を使用し続ける」が 52.0%と最も高く、次いで「設備投資の額が減少する」が 28.2%、「設備の維持のためのコストの増大」が 21.7%となっている。



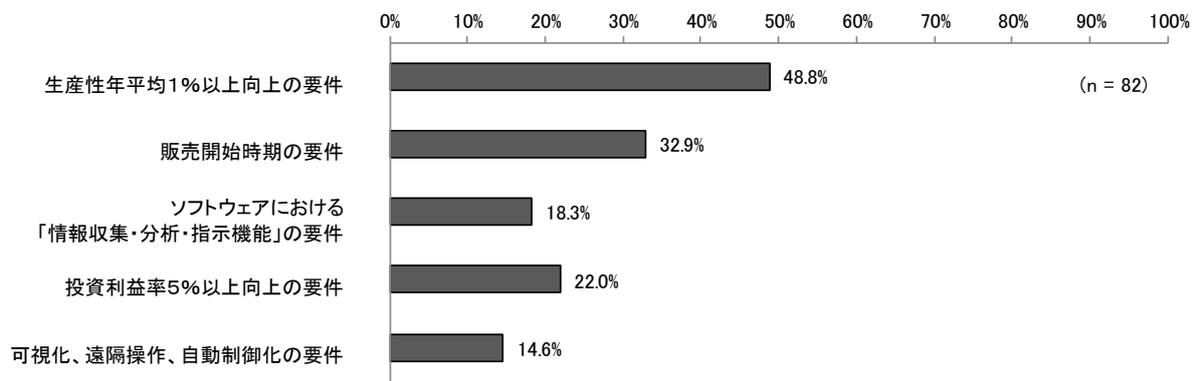
4-7 「中小企業経営強化税制」を利用しなかった理由（複数回答）

「要件を満たさなかったため」が 22.3%と最も高く、次いで「中小企業経営強化税制の対象設備ではなかったため」が 20.9%、「中小企業経営強化法の認定の手続きが煩雑だったため」が 19.8%となっている。



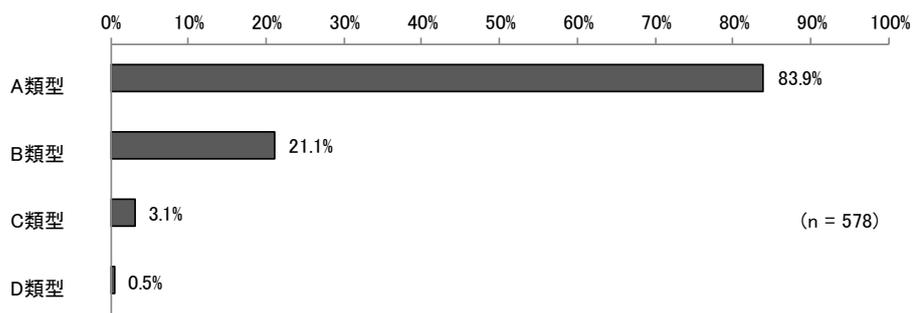
4-7-1 (4-7で「要件を満たさなかった」を回答)「要件を満たさなかった」内訳(複数回答)

「生産性年平均1%以上向上の要件」が48.8%と最も高く、次いで「販売開始時期の要件」が32.9%、「投資利益率5%以上向上の要件」が22.0%となっている。



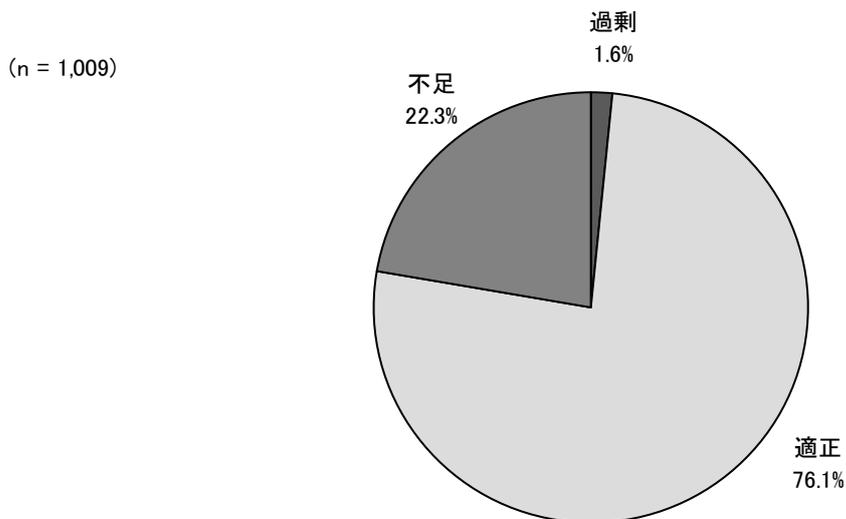
4-8 「中小企業経営強化税制」で活用した類型(複数回答)

「A類型」が83.9%と最も高く、次いで「B類型」が21.1%、「C類型」が3.1%となっている。



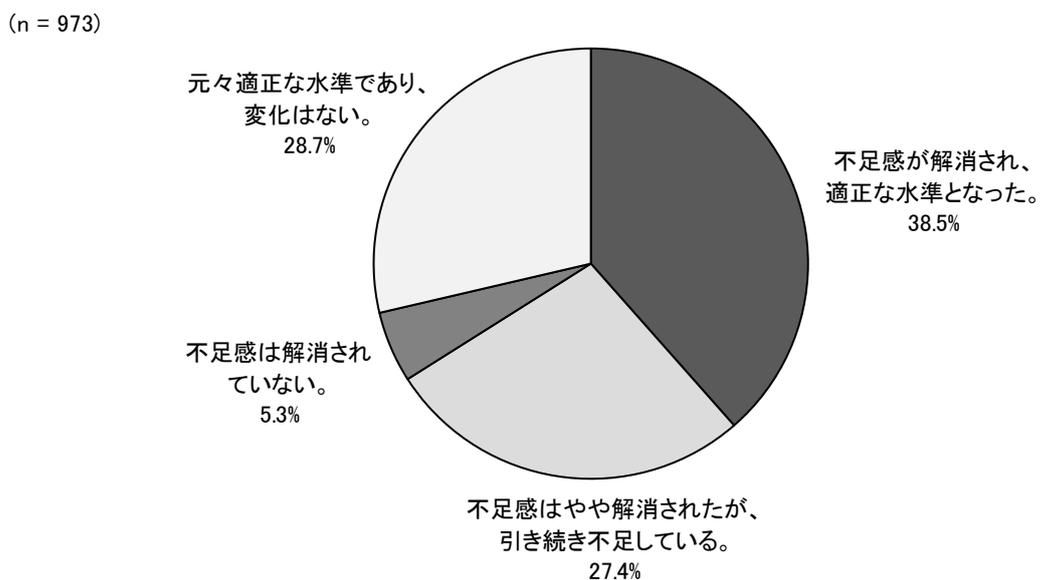
4-9 生産・営業用設備の過不足の状況（単一回答）

「適正」が76.1%と最も高く、次いで「不足」が22.3%、「過剰」が1.6%となっている。



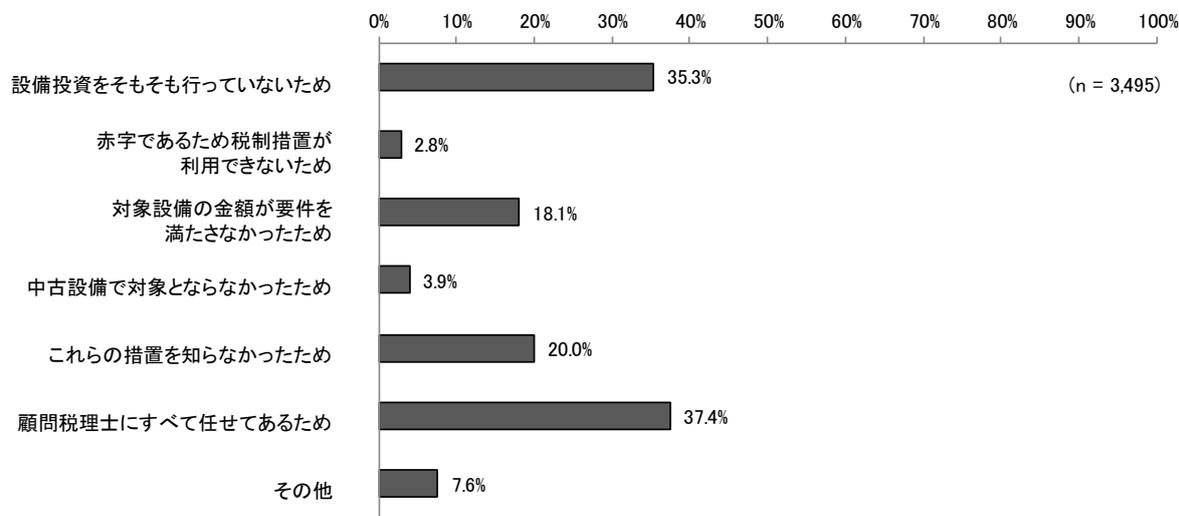
4-10 生産・営業用設備の状況で、設備投資関連税制の活用による変化の有無（単一回答）

「不足感が解消され、適正な水準となった。」が38.5%と最も高く、次いで「元々適正な水準であり、変化はない。」が28.7%、「不足感はやや解消されたが、引き続き不足している。」が27.4%となっている。



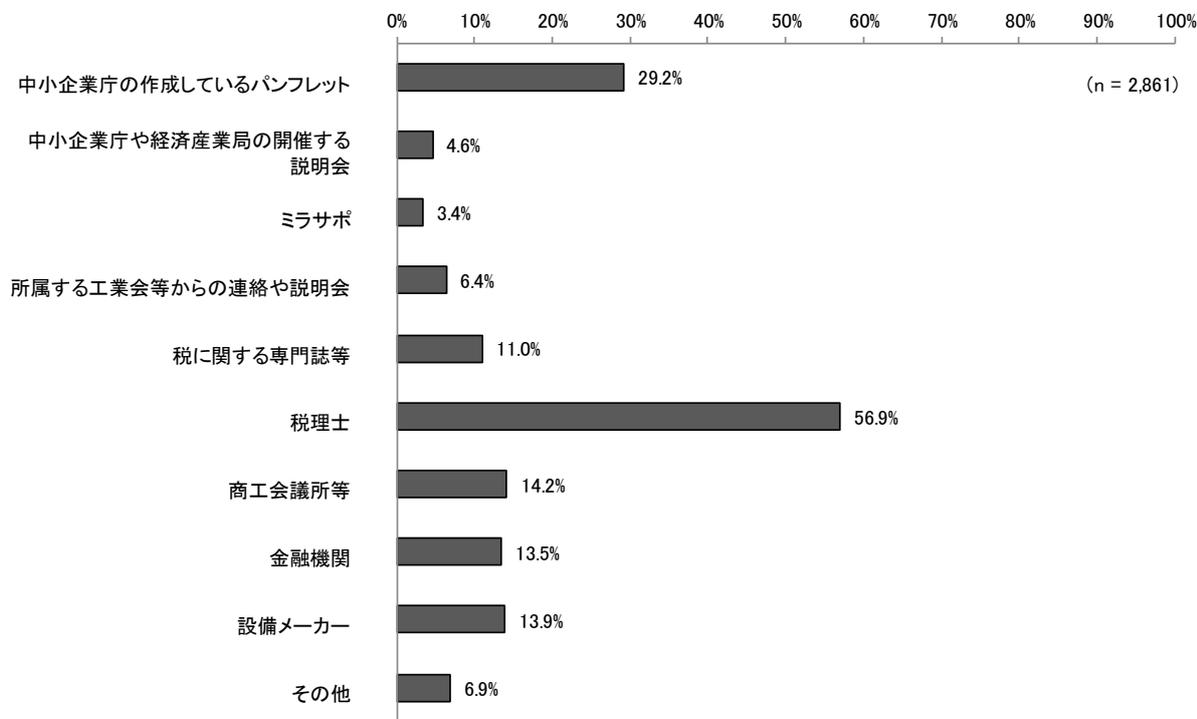
4-11 設備投資税制を利用したことがない理由（複数回答）

「顧問税理士にすべて任せてあるため」が37.4%と最も高く、次いで「設備投資をそもそも行っていないため」が35.3%、「これらの措置を知らなかったため」が20.0%となっている。



4-12 設備投資関連税制を何で知ったか（複数回答）

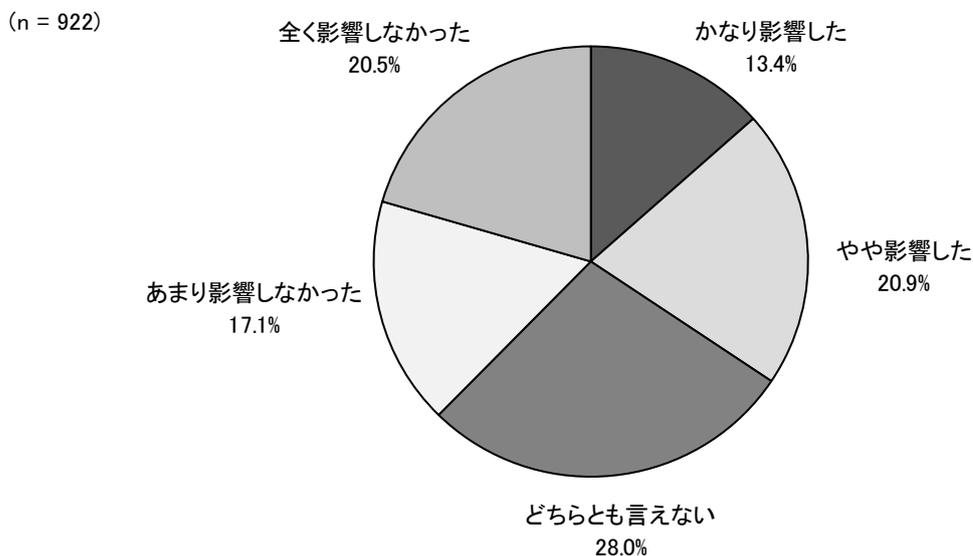
「税理士」が56.9%と最も高く、次いで「中小企業庁の作成しているパンフレット」が29.2%、「商工会議所等」が14.2%となっている。



5. 先端設備等導入制度による固定資産税軽減措置

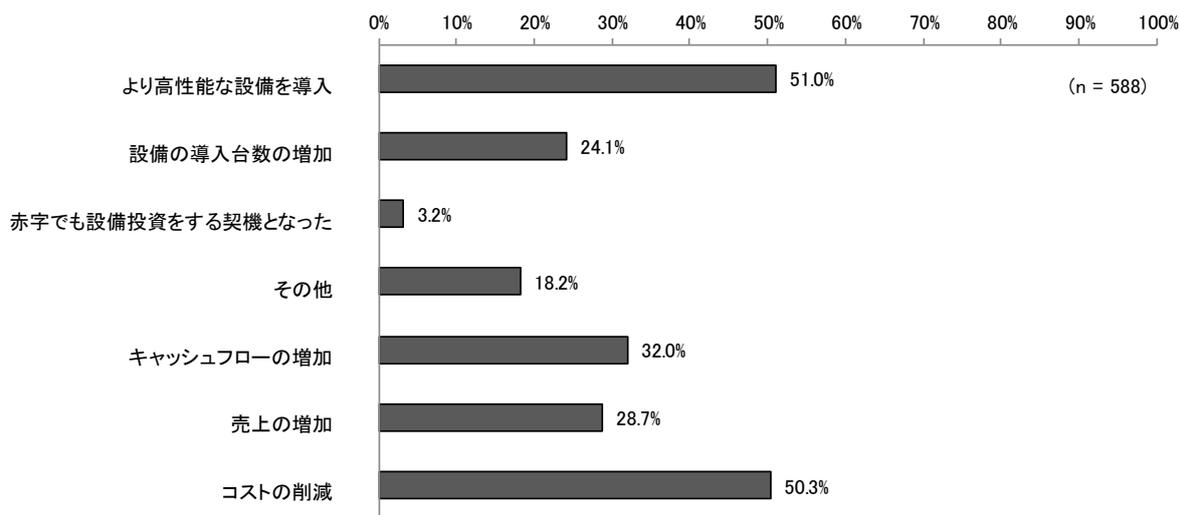
5-1 設備導入の決定に際し、税制措置が影響したと思いますか。(単一回答)

「どちらとも言えない」が28.0%と最も高く、次いで「やや影響した」が20.9%、「全く影響しなかった」が20.5%となっている。



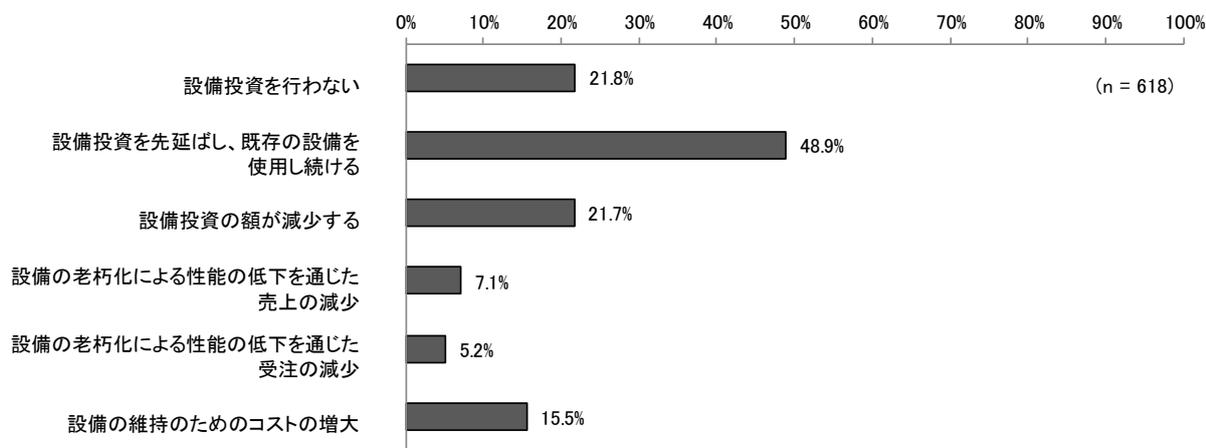
5-2 税制措置を使ったことによる効果(複数回答)

「より高性能な設備を導入」が51.0%と最も高く、次いで「コストの削減」が50.3%、「キャッシュフローの増加」が32.0%となっている。



5-3 本措置がなかった場合の影響（複数回答）

「設備投資を先延ばし、既存の設備を使用し続ける」が48.9%と最も高く、次いで「設備投資を行わない」が21.8%、「設備投資の額が減少する」が21.7%となっている。

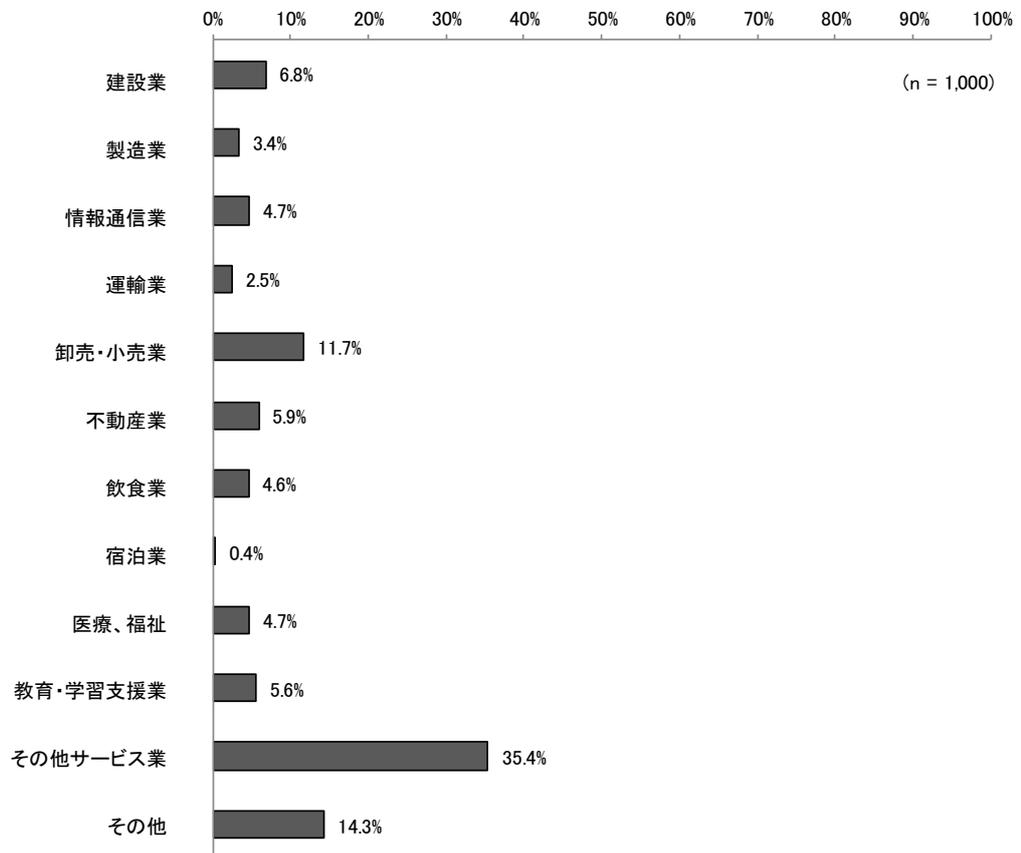


2. 個人事業主

1. 属性

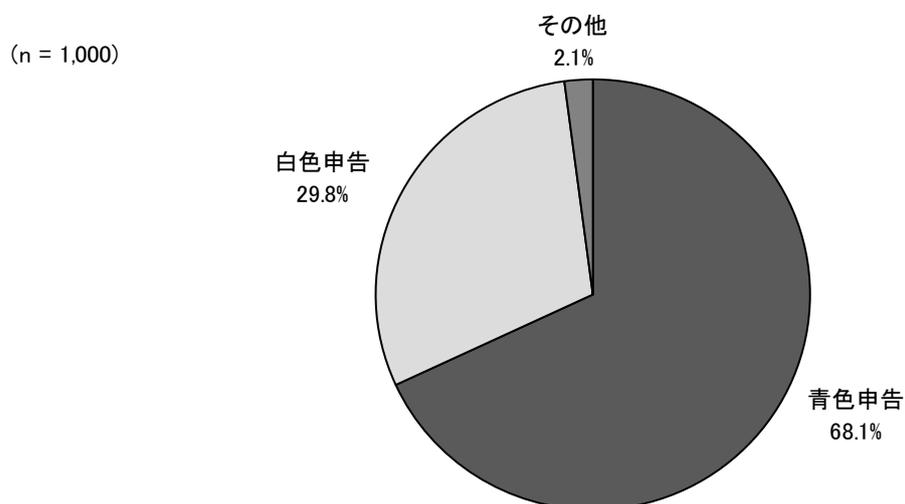
1-1 主たる業種

「その他サービス業」が35.4%と最も高く、次いで「卸売・小売業」が11.7%、「建設業」が6.8%となっている。



1-2 活用している税務申告の種類

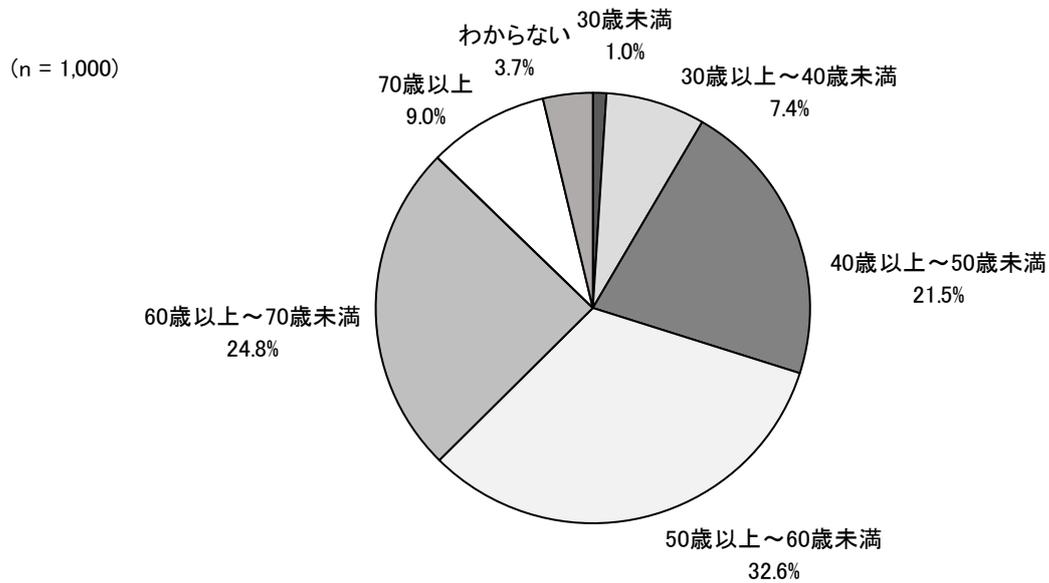
「青色申告」が68.1%と最も高く、次いで「白色申告」が29.8%、「その他」が2.1%となっている。



2. 事業承継に関する税制

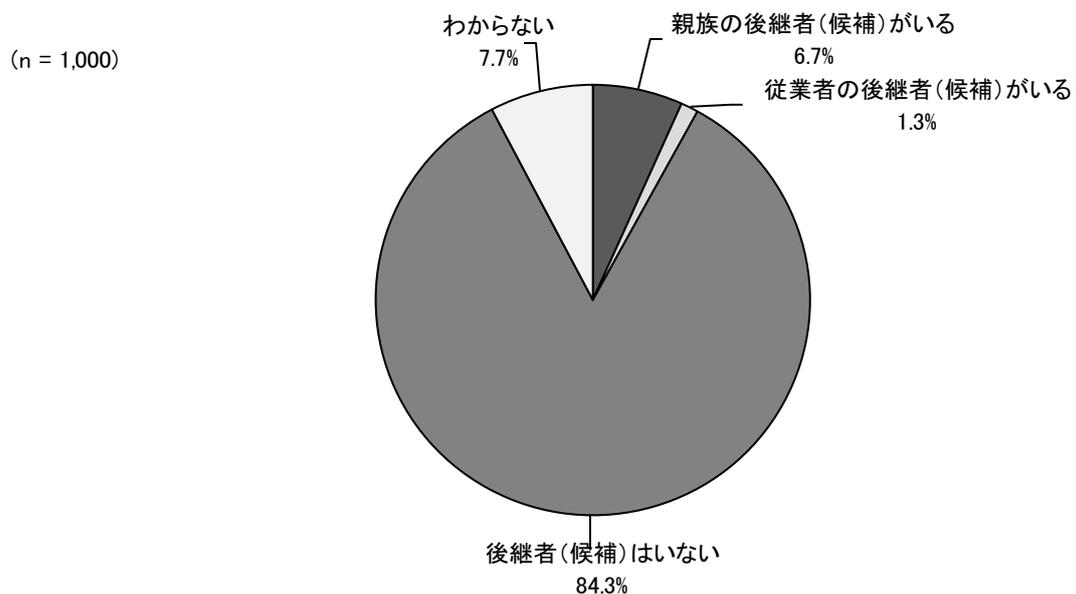
2-1 現在の代表者の年齢（単一回答）

「50歳以上～60歳未満」が32.6%と最も高く、次いで「60歳以上～70歳未満」が24.8%、「40歳以上～50歳未満」が21.5%となっている。



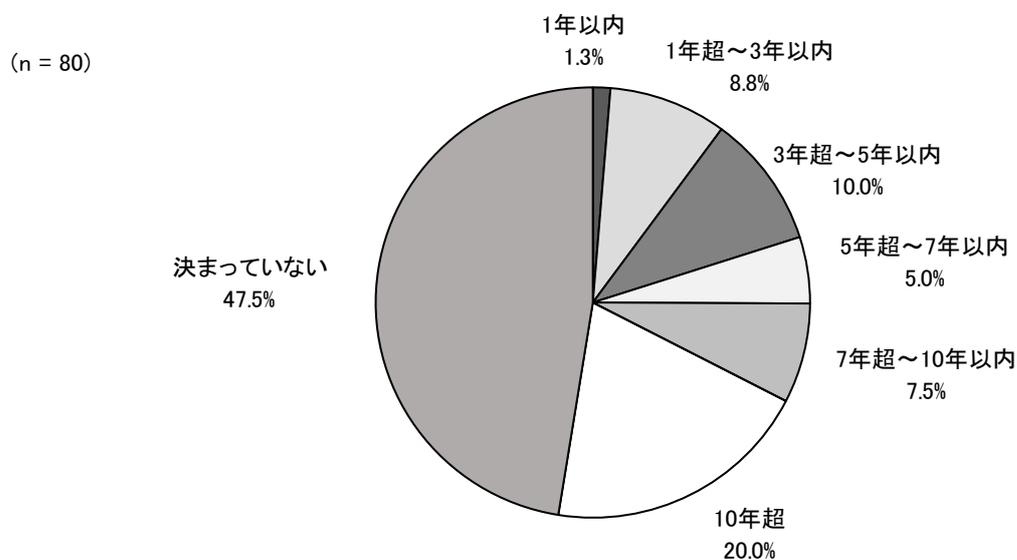
2-2 後継者（候補）の決定状況（単一回答）

「後継者（候補）はいない」が84.3%と最も高く、次いで「わからない」が7.7%、「親族の後継者（候補）がいる」が6.7%、「従業員の後継者（候補）がいる」が1.3%となっている。



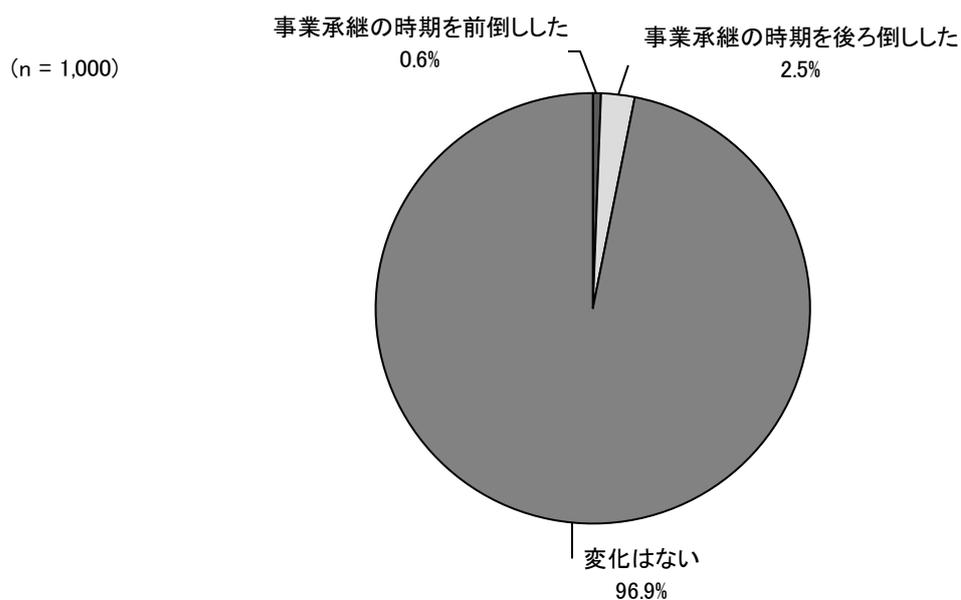
2-3 事業承継の時期（単一回答）

「決まっていない」が47.5%と最も高く、次いで「10年超」が20.0%、「3年超～5年以内」が10.0%となっている。



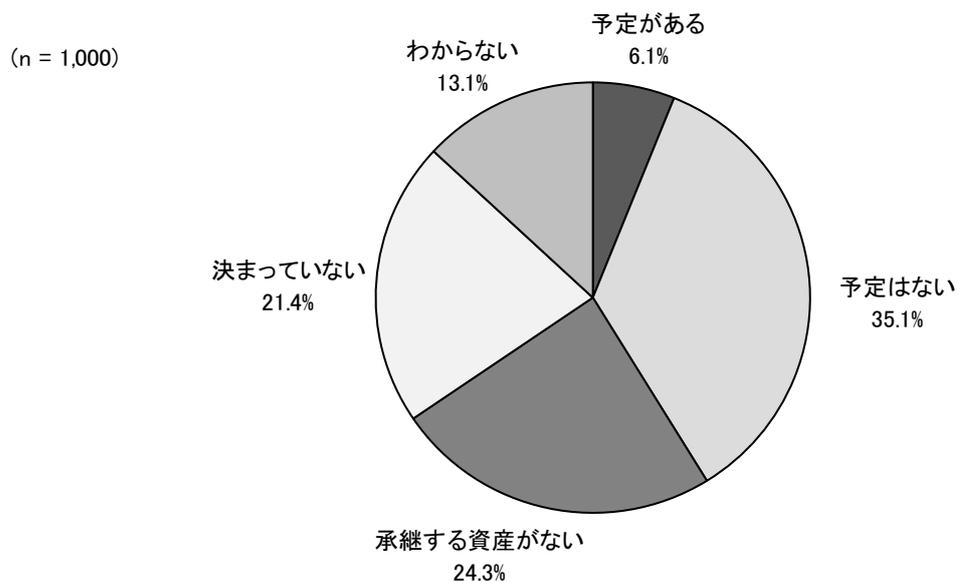
2-4 新型コロナウイルス感染症の影響による事業承継を行う時期の影響（単一回答）

「変化はない」が96.9%と最も高く、次いで「事業承継の時期を後ろ倒しした」が2.5%、「事業承継の時期を前倒しした」が0.6%となっている。なお、事業承継を行う時期を決めていない方は「変化はない」に含まれる。



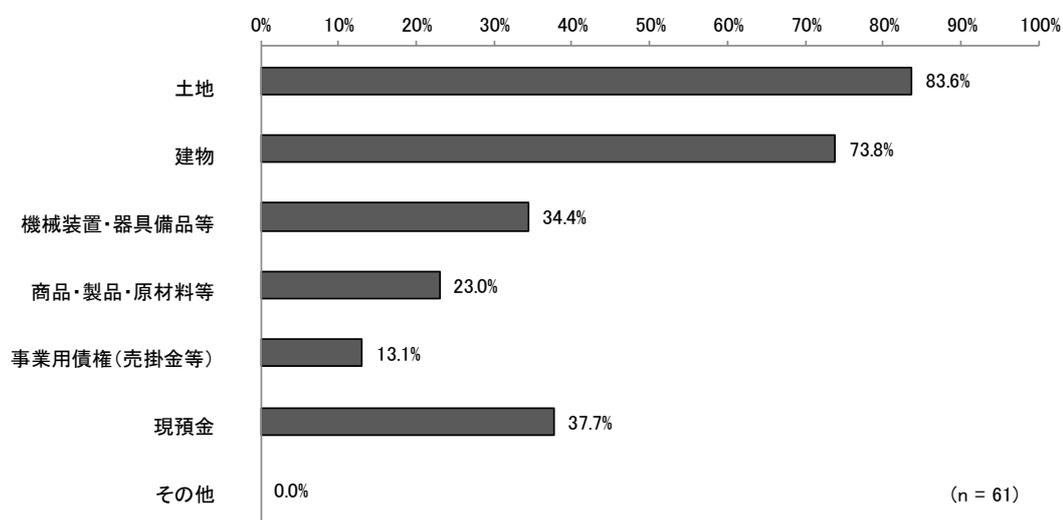
2-5 事業承継用資産（土地、建物、機械装置等）を承継する予定の有無（単一回答）

「予定はない」が35.1%と最も高く、次いで「承継する資産がない」が24.3%、「決まっていない」が21.4%となっている。



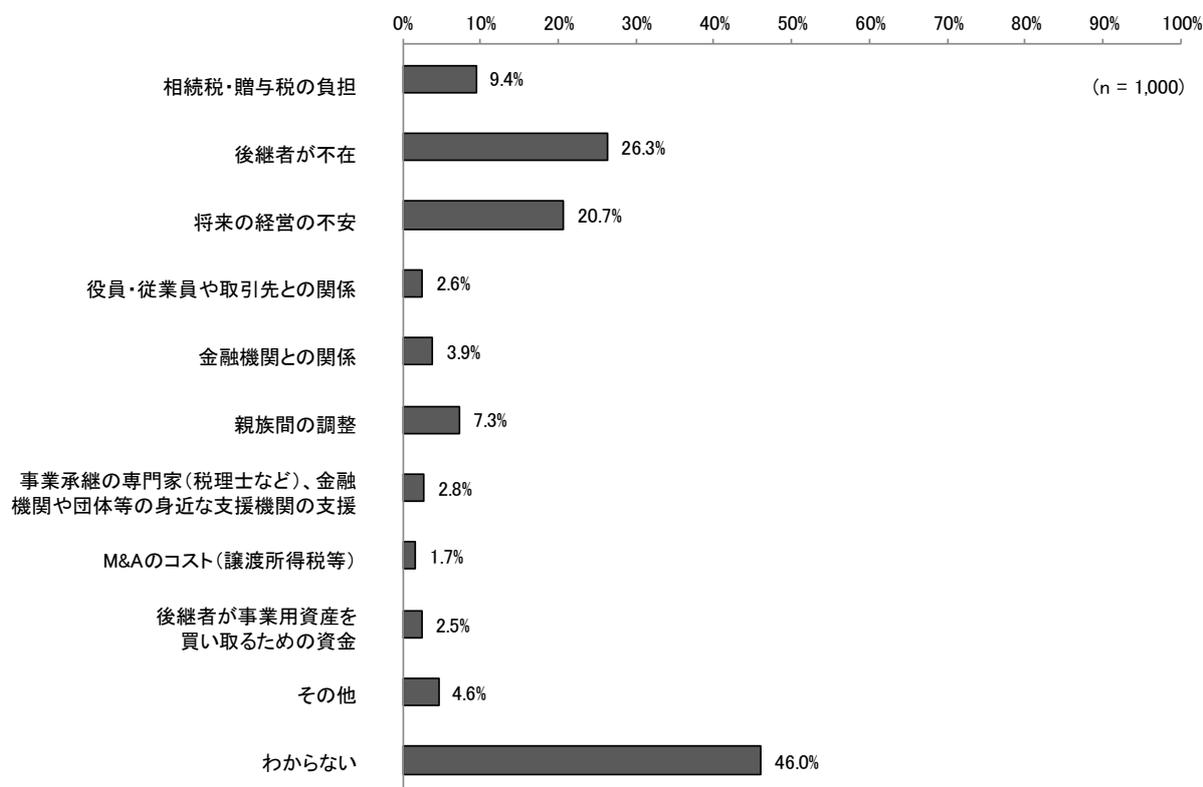
2-6 承継する予定の事業用資産（複数回答）

「土地」が83.6%と最も高く、次いで「建物」が73.8%、「現預金」が37.7%となっている。



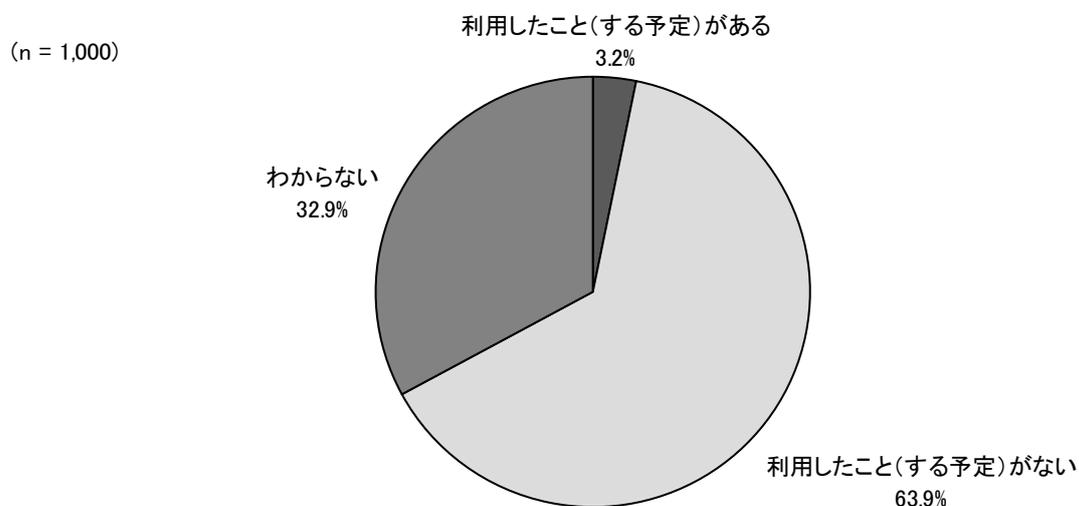
2-7 事業承継における課題（複数回答）

「後継者が不在」が26.3%と最も高く、次いで「将来の経営の不安」が20.7%、「相続税・贈与税の負担」が9.4%となっている。



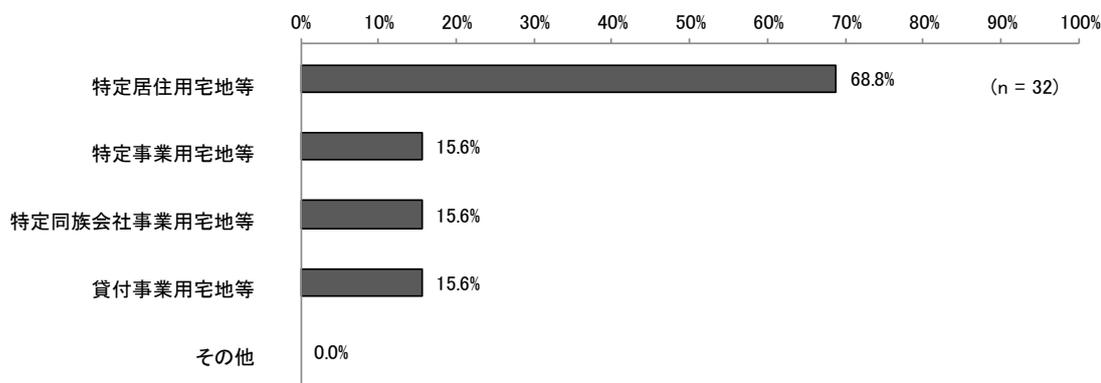
2-8 小規模宅地特例の利用（予定）（単一回答）

「利用したこと（する予定）がない」が63.9%と最も高く、次いで「わからない」が32.9%、「利用したこと（する予定）がある」が3.2%となっている。



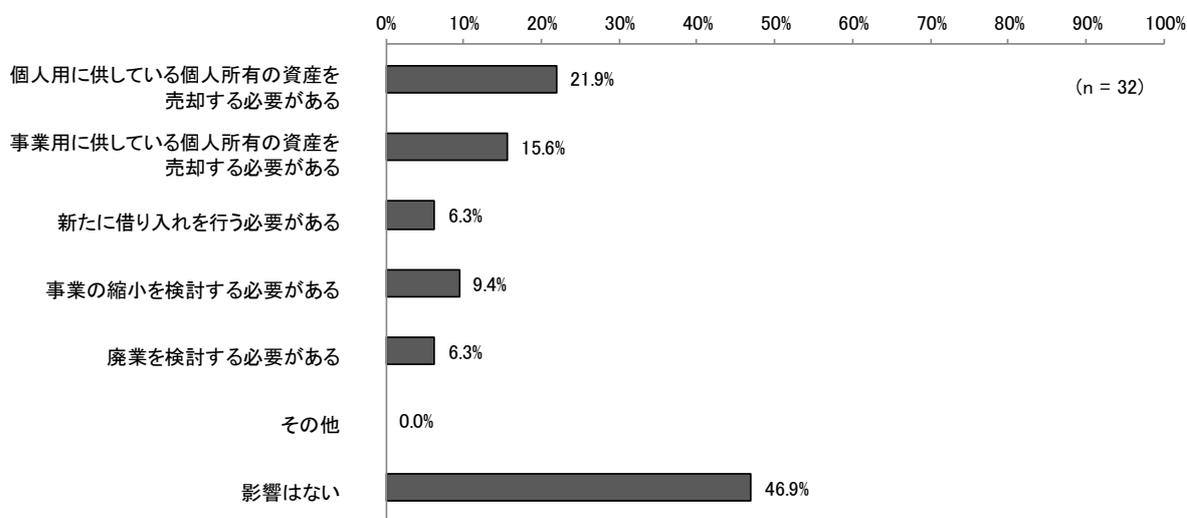
2-9 利用した（する予定）小規模宅地特例の種類（複数回答）

「特定居住用宅地等」が68.8%と最も高く、次いで「特定事業用宅地等」、「特定同族会社事業用宅地等」、「貸付事業用宅地等」が15.6%となっている。



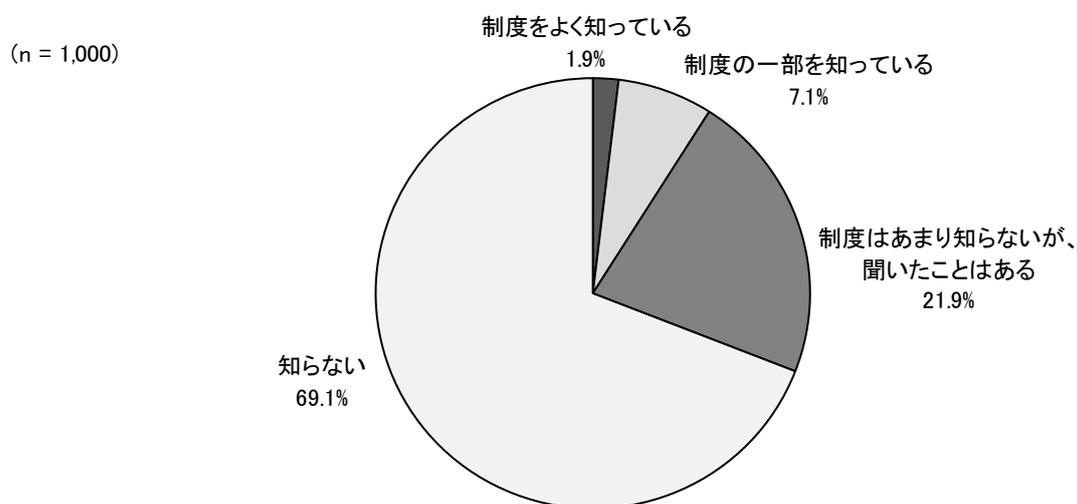
2-10 小規模宅地特例が無かった場合の影響（複数回答）

「影響はない」が46.9%と最も高く、次いで「個人用に供している個人所有の資産を売却する必要がある」が21.9%、「事業用に供している個人所有の資産を売却する必要がある」が15.6%となっている。



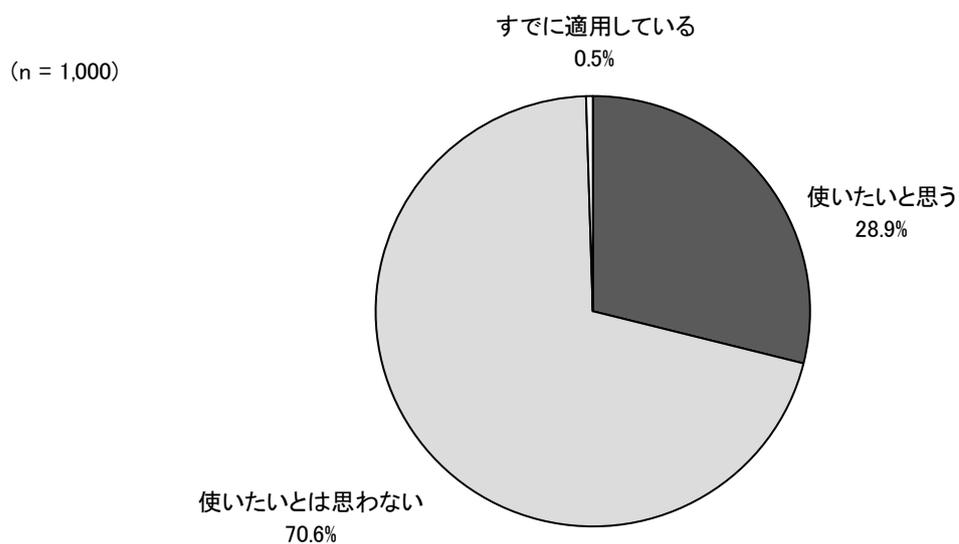
2-11 個人事業主の事業承継を促進する税制の認知度（単一回答）

「知らない」が69.1%と最も高く、次いで「制度はあまり知らないが、聞いたことはある」が21.9%、「制度の一部を知っている」が7.1%となっている。



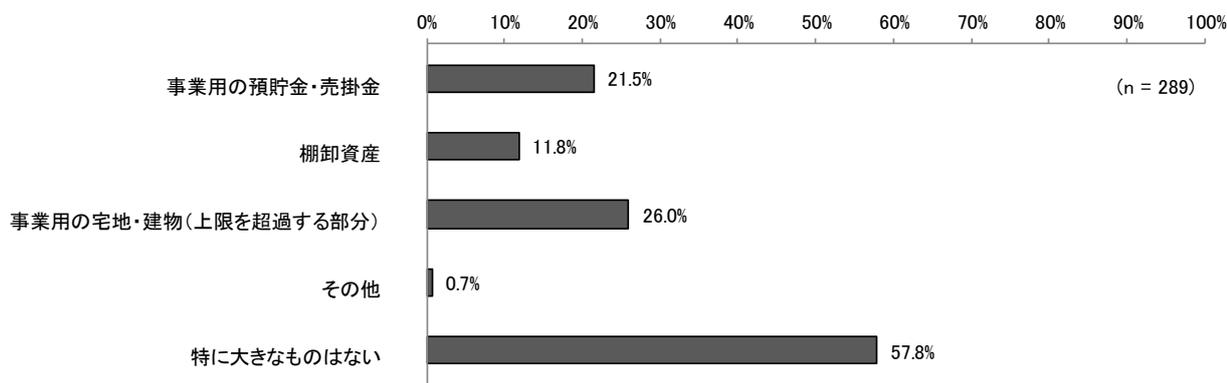
2-12 個人事業主の事業承継を促進する税制を使いたい（単一回答）

「使いたいとは思わない」が70.6%と最も高く、次いで「使いたいと思う」が28.9%、「すでに適用している」が0.5%となっている。



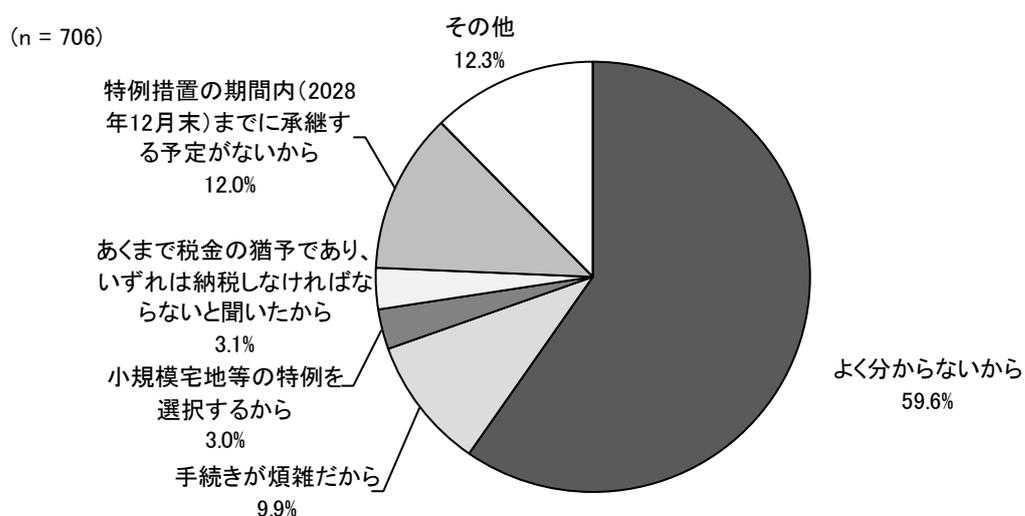
2-13 相続税・贈与税の負担が特に大きいものの有無（複数回答）

「特に大きなものはない」が57.8%と最も高く、次いで「事業用の宅地・建物（上限を超過する部分）」が26.0%、「事業用の預貯金・売掛金」が21.5%となっている。



2-14 個人事業主の事業承継を促進する税制を使いたいと思わない理由（単一回答）

「よく分からないから」が59.6%と最も高く、次いで「特例措置の期間内（2028年12月末）までに承継する予定がないから」が12.0%、「手続きが煩雑だから」が9.9%となっている。

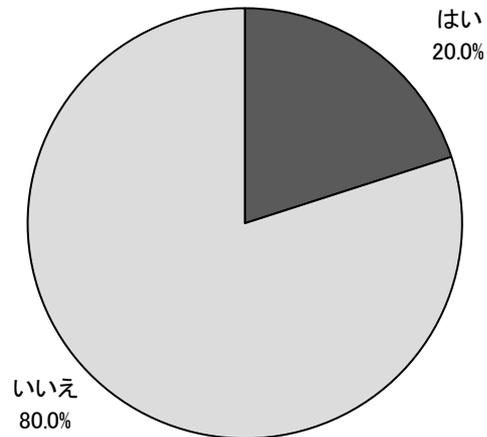


2-15 個人版事業承継税制を適用するにあたり課題・問題点（単一回答）

個人版事業承継税制を適用するにあたり、課題・問題点として考える点があるかについて、「はい」が20.0%、「いいえ」が80.0%となっている。

※回答数が5件と少ないため、参考程度に留めたい

(n = 5)



IV. 定量分析

1. 法人税軽減税率による中小企業の財務基盤の安定・強化に係る定量分析

中小企業

(1) 法人税軽減税率の概要

中小法人（資本金1億円以下）等の所得金額 年800万円以下の部分については、税率が19%（本則）から15%に軽減される。

財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（下表）によると、令和2年度における本制度の適用法人数は94万7,731社、適用総額（所得金額800万円以下の合計額）は3兆8,122億円に上る。なお、この適用総額から軽減された減税額を推計すると1,525億円（38,122億円×4%）となる。

軽減税率の適用法人数、適用総額の推移

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
適用法人数(社)	888,982	917,219	945,995	947,731
適用総額(億円)	35,179	36,674	38,216	38,122

出所:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」

※適用法人数、適用総額は、単体法人と連結法人の合計。

※適用総額は、本措置の対象となる企業の所得金額(800万円以下の部分)の合計。

(2) 分析

①目的

アンケート調査の結果及びその他の公表資料から、法人税の軽減税率による中小企業の財務基盤の安定・強化の効果を定量的に明らかにすることである。

②仮説

法人税率が軽減されることにより企業の所得が増加し、自己資本比率の上昇やキャッシュフローの改善が期待される。そこで本分析では、本則(19%)と現行(15%)での自己資本比率の変化を比較する。また、そのキャッシュフローの増加部分が設備投資、雇用者の賃金に振り向けられた場合を想定し、その効果を定量的に測定する。

③計算・推計方法

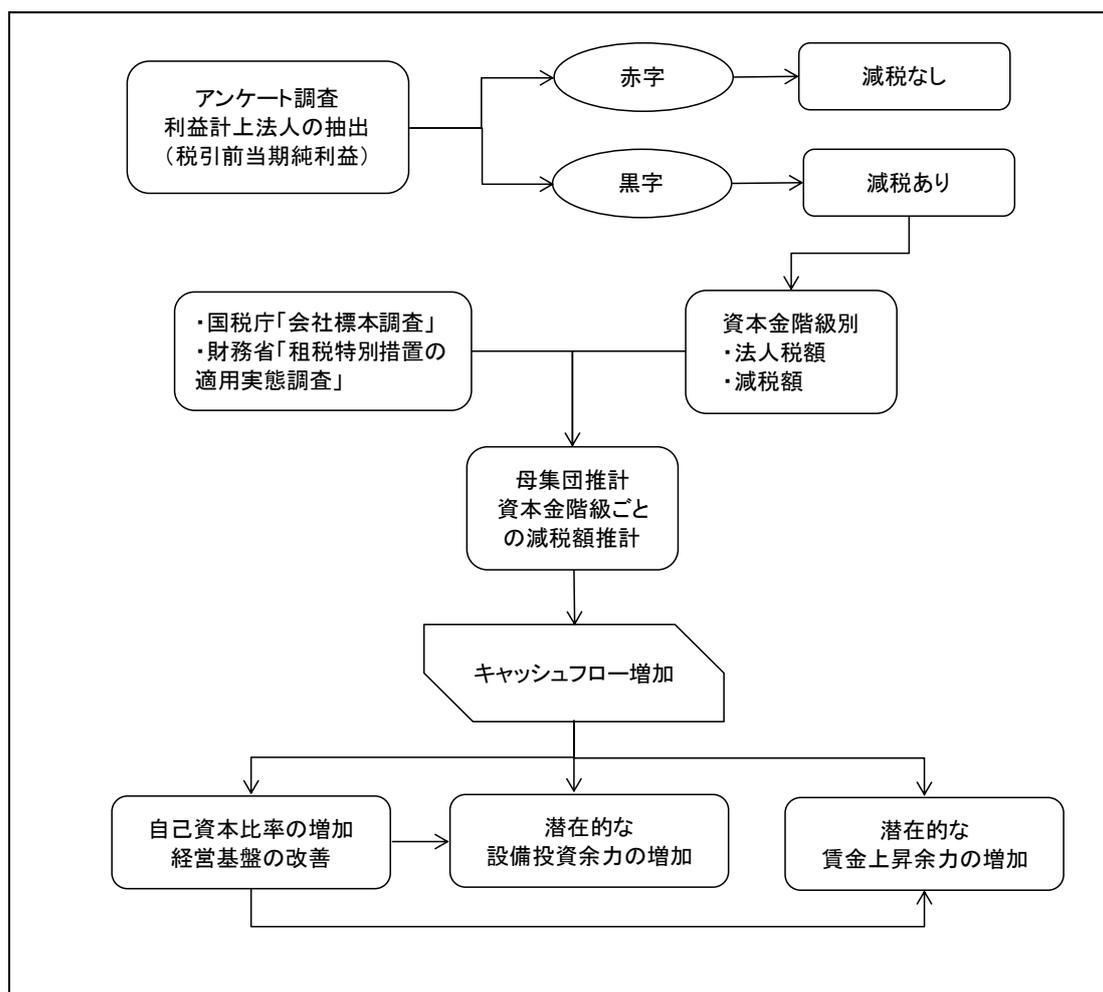
➤ 推計のセグメント

・国税庁「会社標本調査」では、資本金階級ごとの法人税額が公表されている。そこで、企業の資本金規模ごと(※)に推計を行う。また、この国税庁公表の資本金階級ごとの法人税とアンケート調査から母集団推計用の拡大係数を算出する。

※ 資本金規模 区分

200 万円未満
200 万円以上 ～ 500 万円未満
500 万円以上 ～ 1,000 万円未満
1,000 万円以上 ～ 2,000 万円未満
2,000 万円以上 ～ 5,000 万円未満
5,000 万円以上 ～ 1 億円以下

法人税軽減税率による中小企業の財務基盤の安定・強化に係る分析フロー



➤ **法人税**

- ・母集団の法人税(資本金規模を合計額)は、「会社標本調査(資本金階級別)」(国税庁)の公表データを用いる。但し、令和3年度は未公表であるため、令和2年度の公表データとアンケート調査(令和2年度の値)を用いて推計する。

➤ **減税額**

- i 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)の適用額に0.04(4%)を乗じた額を減税額の総額とする。
- ii アンケート調査より資本金階級別に法人税額、減税額(法人税額が120万円以上の場合は32万円、法人税額が120万円未満の場合は所得金額に4%を乗じる)を計算し、集計する。
- iii 資本金階級別に会社標本調査の資本金階級別法人税額をiiの法人税額で除した値を母集団推計用の拡大倍率とし、これをiiの減税額に乗じたものを暫定的な減税額とする。
- iv iiiの資本金階級ごとの減税の合計額はiに一致しない。そこで、iをiiiの資本金階級ごとの減税の合計額で除した値を調整係数とし、この調整係数をiiiの減税額に乗じた額を資本金階級ごとの減税額とする。

➤ **自己資本比率**

- ・アンケート調査より資本金階級ごとの純資産額、総資産額を計算し、それをもとに自己資本比率=純資産額/総資産額として計算する。本則(19%)の場合は、自己資本比率=(純資産額-減税額)/(総資産額-減税額)として計算する。

➤ **潜在設備投資余力**

- ・企業が税率の軽減により生じたキャッシュを用いて設備投資を行った場合の金額を潜在設備投資余力として計測する。

➤ **従業員一人当たり賃金上昇余力額**

- ・企業が減税額を従業員の賃金として使用した場合の従業員一人当たり還元される金額。減税額を資本金階級別の従業員数で除した値とする。

(3) 分析結果

①自己資本比率の改善度

令和3年度の減税額は1,473億円と推計した(※1)。資本金500～1,000万円未満の階級での減税額が657億円で最大となっている。自己資本比率の改善度は、資本金200万円未満の階級が最も大きく0.058%となった。

資本金	R3年度				
	法人税額 (億円)	減税額 (億円)	自己資本比率(%)		
			①本則(19%) ベース	②現行(15%) ベース	差分②-①
～200万円未満	2,938	78	44.265	44.323	0.058
200～500万円未満	7,689	259	48.097	48.141	0.045
500～1000万円未満	10,446	657	48.031	48.063	0.032
1000～2000万円未満	5,625	233	54.540	54.561	0.022
2000～5000万円未満	11,648	112	46.702	46.716	0.014
5000万円～1億円以下	12,792	134	60.159	60.164	0.005
1億円以下 合計	51,139	1,473	-	-	-

※1: 国税庁「会社標本調査」が未公表のため、令和3年度の法人税は、令和2年度の公表値、アンケート調査の結果をもとに推計した。

資本金	R2年度				
	法人税額 (億円)	減税額 (億円)	自己資本比率(%)		
			①本則(19%) ベース	②現行(15%) ベース	差分②-①
～200万円未満	3,335	79	45.720	45.779	0.060
200～500万円未満	5,300	309	45.367	45.419	0.052
500～1000万円未満	11,130	595	48.199	48.232	0.034
1000～2000万円未満	4,763	282	55.813	55.835	0.022
2000～5000万円未満	11,184	117	44.757	44.773	0.015
5000万円～1億円以下	11,737	143	48.968	48.975	0.007
1億円以下 合計	47,449	1,525	-	-	-

資本金	R元年度				
	法人税額 (億円)	減税額 (億円)	自己資本比率(%)		
			①本則(19%) ベース	②現行(15%) ベース	差分②-①
～200万円未満	2,670	164	44.000	44.064	0.064
200～500万円未満	5,267	514	47.670	47.720	0.051
500～1000万円未満	10,904	404	46.212	46.243	0.031
1000～2000万円未満	4,929	209	54.936	54.956	0.020
2000～5000万円未満	10,817	110	45.187	45.200	0.014
5000万円～1億円以下	11,341	127	46.102	46.108	0.006
1億円以下 合計	45,928	1,529	-	-	-

②設備投資、賃金に振り向けられた場合の効果

減税額の効果を段階的に測るため、減税額が設備投資、賃金上昇に100%、70%、40%に振り向けられた場合を想定して分析する。

令和3年度の減税額を企業が設備投資に100%振り向ければ1,473億円、40%としても589億円の設備投資が行われたと見積もることができる。また、従業員一人当たりの賃金に振り向けられたとすれば、1,469円～22,386円程度の賃金上昇と見積もることができる。

R3年度

資本金	潜在設備投資余力(億円)			従業員一人当たり賃金上昇余力額(円)		
	100%	70%	40%	100%	70%	40%
～200万円未満	78	54	31	22,386	15,670	8,954
200～500万円未満	259	181	103	21,866	15,306	8,746
500～1000万円未満	657	460	263	17,239	12,067	6,896
1000～2000万円未満	233	163	93	10,284	7,199	4,114
2000～5000万円未満	112	79	45	7,693	5,385	3,077
5000万円～1億円以下	134	94	54	3,673	2,571	1,469
1億円以下 合計	1,473	1,031	589	-	-	-

R2年度

資本金	潜在設備投資余力(億円)			従業員一人当たり賃金上昇余力額(円)		
	100%	70%	40%	100%	70%	40%
～200万円未満	79	56	32	23,216	16,251	9,287
200～500万円未満	309	217	124	22,890	16,023	9,156
500～1000万円未満	595	417	238	18,726	13,108	7,490
1000～2000万円未満	282	197	113	10,418	7,293	4,167
2000～5000万円未満	117	82	47	7,893	5,525	3,157
5000万円～1億円以下	143	100	57	3,642	2,550	1,457
1億円以下 合計	1,525	1,067	610	-	-	-

R元年度

資本金	潜在設備投資余力(億円)			従業員一人当たり賃金上昇余力額(円)		
	100%	70%	40%	100%	70%	40%
～200万円未満	164	115	66	23,409	16,386	9,364
200～500万円未満	514	359	205	22,309	15,617	8,924
500～1000万円未満	404	283	162	15,640	10,948	6,256
1000～2000万円未満	209	146	84	8,346	5,842	3,338
2000～5000万円未満	110	77	44	7,124	4,987	2,850
5000万円～1億円以下	127	89	51	3,111	2,177	1,244
1億円以下 合計	1,529	1,070	611	-	-	-

③効果のインプリケーション

➤ 自己資本比率の改善

- ・法人税率の軽減制度により、令和元年度には1,529億円、同様に令和2年度1,525億円、令和3年度1,473億円の減税が行われたと推計される。これにより、自己資本比率が改善されたことがわかる。特に、規模の小さい（資本金の小さい）企業ほどその恩恵を受けたことがわかる。

➤ 設備投資の効果

- ・設備投資に振り向けられた場合の効果の意味は次のように解釈される。例えば、毎年減税額の1,500億円程度がすべてIT投資（1社あたり減税額は少額であるため、想定する設備投資としてはIT投資が適切と考えられる）に使われたと仮定すると、供給力の高まりによるGDPの増加は約3,539億円（ $=500/36.1 \times 0.17035 \times 1500$ 、GDP500兆円、ITストック36.1兆円、ITストックの弾性値0.17035、IT投資額1,500億円）となる。さらに、ITストックは、単年度ですべて減耗（会計上、30万円以上のPCの償却期間は5年、30万円以下の場合は即時償却）することはないので（使用年数は少なくとも5年以上を見積もることが可能）、継続的に本措置が実施されるならば、その効果は、少なくとも上記の3,539億円の2~3倍の効果を見積もることができる。

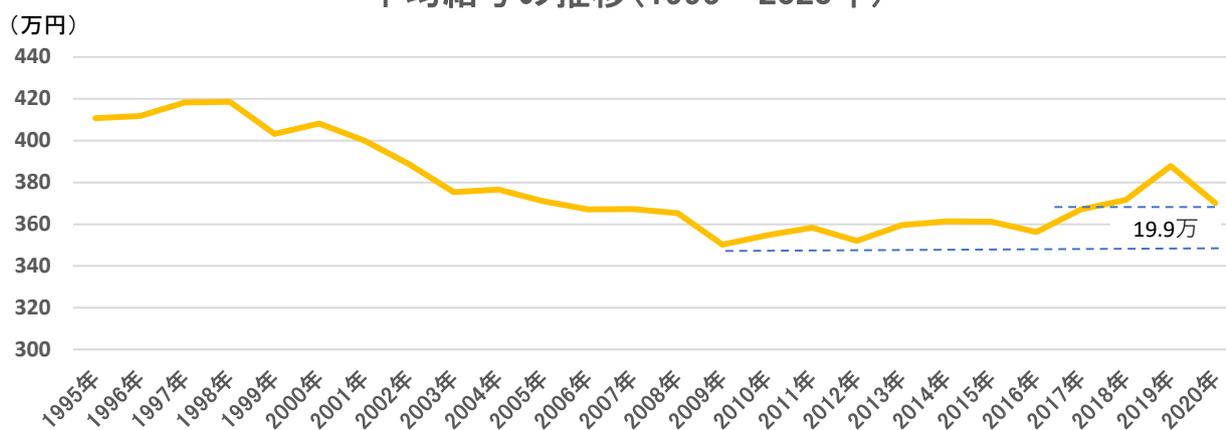
➤ 賃金上昇の効果

- ・減税額のすべてが従業員の賃金になったと仮定すると、資本金200万円以下の企業では、一人あたり22,386円、200~500万円未満では21,866円等と見積もられる。

下のグラフは、近年の平均給与の推移を表したものである。リーマンショック後の2009年~2020年の12年間で上昇した額は19.9万円、年平均16,600円である。

一見、算出された潜在的な賃金上昇を下支えする効果は小さく見えるが、12年間における年平均給与上昇額の実態を鑑みると、本措置が賃金上昇へ与える潜在的なインパクトは大きいと言えるであろう。

平均給与の推移(1995~2020年)



出所:民間給与の実態調査(国税庁)

2. 中小企業向け設備投資関連税制による設備投資促進効果とその経済効果に関する企業データに基づく計量経済分析

(1) 分析の目的

本分析が対象とする租税特別措置は、設備投資コストの回収期間の短縮化を図り、資本サービス価格を低減させ、設備投資しやすい環境を整えることによって、設備投資を促し、同時にキャッシュフローを豊かにし、経営環境改善の好循環を生み出すことをそのねらいとしている。

本分析の目的は、租税特別措置による設備投資促進効果を推計し、その設備投資需要増による我が国経済へのインパクト、さらに、それらの生産設備が耐用年数期間中稼働することによる生産効果（GDP 拡大効果）を定量的に計測し把握することである。

(2) 分析対象となる中小企業向け設備投資関連税制の範囲

本分析は、下記の3つの租税特別措置を対象とする。

- ① 中小企業投資促進税制による資本金1億円以下の中小企業者等が一定金額以上の機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、船舶を取得した場合の特別償却（30%）又は資本金3千万円以下の企業が認められる法人税の税額控除（7%）
- ② 中小企業経営強化税制による資本金1億円以下の中小企業者等が一定金額以上の機械装置、測定工具・検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェアで、同税制が定める要件を満たす財を取得した場合の即時償却又は法人税の税額控除（7%）
- ③ 先端設備等導入計画に基づく固定資産税の特例による資本金1億円以下の中小企業者等が同制度に定める要件を満たす一定金額以上の機械装置、測定工具・検査工具、器具備品、建物附属設備を取得した場合の固定資産税の軽減（3年間0～1/2に軽減）

(3) 分析方法

使用データ

設備投資に関わる企業行動は、個々の企業の複雑な経営環境下で実施され、また今回分析対象とする租税特別措置の種類及び対象資本財の種類も多く、多様（分散が大きい）であることから、分析によって有意な結果を得るには大量データを必要とし、その結果と精度はその使用するマイクロデータの質と量に強く依存する。

本分析では、今回のアンケートによって得られた法人企業の個票データのうち、2021年度において、資本金1億円以下で建物附属設備、機械装置、工具器具・備品、車両運搬具（普通貨物自動車、船舶を含む）、ソフトウェアのいずれかの財を取得し、法人税額、所得金額ともに欠損値でない個票データを使用する。なお、設備投資額として固定資産に計上されているものの10万円に満たない金額は異常値とみなし、取得額が30万円以下の財については、企業が少額減価償却の特例を活用し即時償却するものと仮定する。

また、後述する設備投資関数の推計においては、上記条件に加え、当期及び前期の従業者数、前期の有形固定資本額（土地を除く）、前期の減価償却費に欠損値の無いデータを使用する。

分析の大まかな流れ

◇ステップ 1

はじめに、租税特別措置が資本サービス価格をどの程度低減させるかをシミュレーション（後述する式③. A～③. C）し、その資本サービス価格低減による設備投資促進効果を、設備投資関数（説明変数に資本サービス価格を含む）と租税特別措置の対象である資本金 1 億円以下の企業が同期間に実施した建物を除く設備投資額から推計（同式⑥）する。

上記の租税特別措置による資本サービス価格の低減率は、本分析が対象とする租税特別措置制度が皆無の場合の資本サービス価格を基準としている、そのため、本分析では、特別措置現状ケースと租税特別措置制度皆無ケースについて、それぞれ資本サービス価格をシミュレーションする。

◇ステップ 2

租税特別措置によって促進された設備投資需要が我が国経済に及ぼすインパクトについて、産業連関分析（波及効果分析）を行う。

◇ステップ 3

租税特別措置によって増加した生産設備が、耐用年数の間に生産活動を担うことによる将来にわたる生産効果を、生産関数から導いた資本サービスの限界生産力を用いて推計（同式⑦）する。

◆ 資本サービス価格のシミュレーションの方法

計算式

資本サービスの価格は、Dale W. Jorgenson の方法により測定する。すなわち、資本サービス価格は、その資本財による資本サービスの将来のレンタル価格の現在価値と資本財の取得価格の等価性を仮定することにより導出される（式の簡略化のため、まずは、法人税を考慮しない）。

$$q(t) = \int_t^{\infty} e^{-(r+\pi)(s-t)} e^{-\delta(s-t)} c(s) ds \dots \textcircled{1}$$

$q(t)$: 資本財の取得単位価格 (=1)

$c(s)$: 資本サービスの単位価格

r : 収益率 (=利率) (一定を仮定)

π : 資本財の取得単位価格の変化率

δ : 経済的資本減耗率 (一定を仮定)

①を時間で微分することにより、以下の式を得る ($\pi=0$ を仮定する)。

$$c(t) = q(t)(r + \delta)$$

次に、法人税がある場合、資本財の取得価格は、通常、減価償却を費用計上できること、さらに、税額控除が認められるときには、それを法人税から控除できるので、式①を改変した以下の式により導出される。

$$(1 - k - uz)q(t) = \int_t^{\infty} e^{-[r(1-u)+\pi](s-t)} e^{-\delta(s-t)} (1 - u)c(s) ds \dots \textcircled{2}$$

式②を時間で微分して以下の式を得る（ $\pi=0$ を仮定する）。

$$c(t) = q(t) \frac{1-k-uz}{1-u} [r(1-u) + \delta] \dots \textcircled{3.A}$$

k ：税額控除率（企業が特別償却を選択した場合は0になる）

u ：実効法人税率

z ：減価償却の現在割引価値

$$z = \int_t^{\infty} e^{-[r(1-u)+\pi](s-t)} D(t-s) ds$$

D ：法定減価償却関数

式③.Aの資本サービス価格は、固定資産税に関わるコストを含んでいない。本分析では、固定資産税特例措置の効果を含めた分析を行うことから、式③.Aに1単位の資本財取得額に対する将来固定資産税の現在価値を下記の式③.Bから算出する。

$$PT(t) = q(t) \left[\left(\frac{1-\omega/2}{1+r} \right) + \sum_{i=2}^{\tau} \left(\frac{1-\omega/2}{1+r} \right) \left(\frac{1-\omega}{1+r} \right)^{i-1} \right] p \dots \textcircled{3.B}$$

PT ：資本財取得単位価格当たり将来固定資産税の現在価値

ω ：固定資産税制における減価償却率：法人税制における減価償却率とは異なり、耐用年数経過後の残存率10%の定率償却

τ ：耐用年数

p ：固定資産税の標準税率(1.4%)

なお、式③.Bは固定資産税の軽減がなされないケースであり、3年間軽減される場合は、次式により算出する。

$$PT(t) = q(t) \left[\left(\frac{1-\omega/2}{1+r} \right) + \sum_{i=2}^3 \left(\frac{1-\omega/2}{1+r} \right) \left(\frac{1-\omega}{1+r} \right)^{i-1} \right] (1-\alpha)p +$$

$$q(t) \left[\sum_{i=4}^{\tau} \left(\frac{1-\omega/2}{1+r} \right) \left(\frac{1-\omega}{1+r} \right)^{i-1} \right] p \dots \textcircled{3.C}$$

α ：固定資産税の軽減率…「生産性向上特例措置法」に基づく固定資産税軽減率については、各地方自治体の裁量となっているが、東京都をはじめとする自治体の大多数が3年間100%を減免していることから、本分析では、 $\alpha=1$ と仮定する。

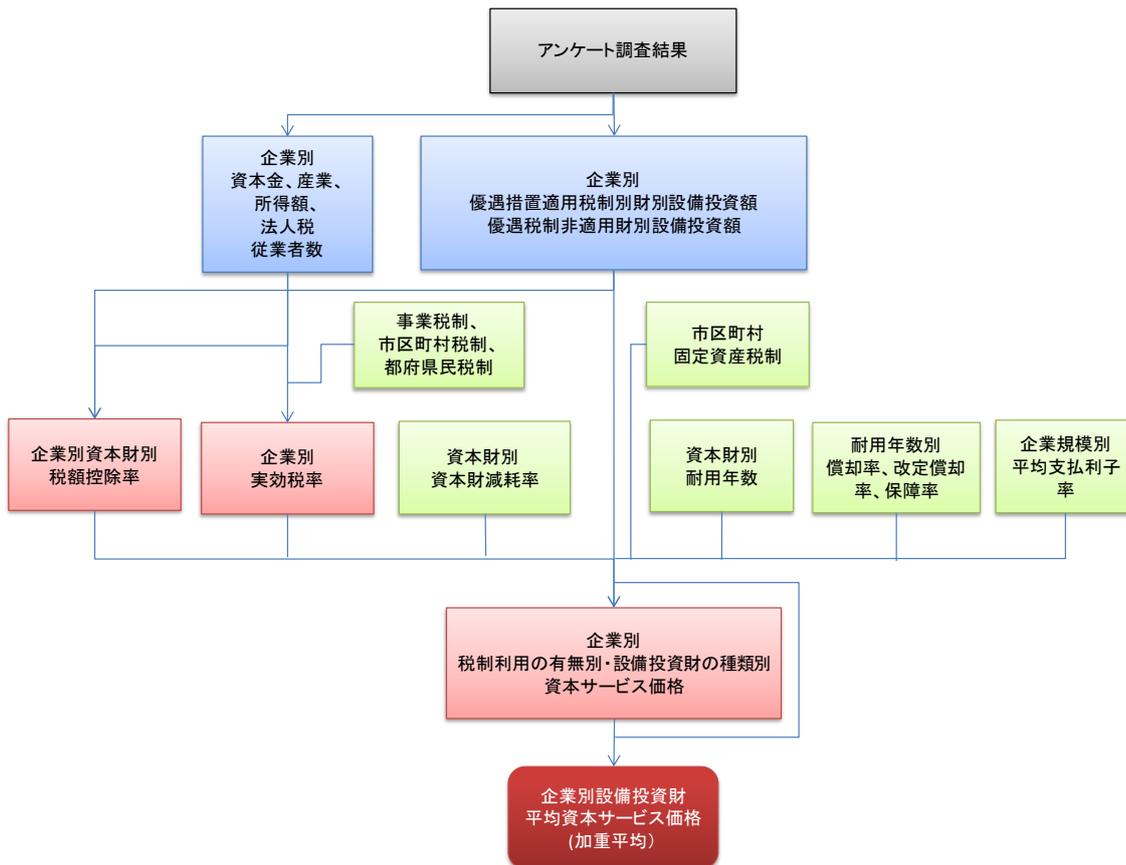
各企業の資本サービス価格の推計は、本分析作業の中でも最も重要なプロセスの1つである。それぞれの企業の資本サービス価格は、資本金や所得額の多寡、法人税制、所在地の住民税制などによって決まる実効税率と、支払利率、設備投資財構成、促進税制等の適用の有無により違いが生ずる。

本分析においては、次図のフローに示すように、企業ごとに税制に則して実効税率を算出し、ついで租税特別措置が適用された財ごと（建物附属装置、機械装置、工具器具・備品、ソフトウェア、普通貨

物トラック、船舶)に、企業の支払利率、財別の耐用年数、その耐用年数に対応する償却率、改定償却率、保障率、経済的資本減耗率、特別償却の有無、税額控除の有無と内容を反映させ資本サービス価格を推計する。また同様に租税特別措置適用外の設備投資(建物を除く)についても、財ごとに資本サービス価格を推計し、それら個々に推計した資本サービス価格について、当該設備投資額をウェイトとする加重平均を算出し、企業毎の資本サービス価格とする。

なお、償却資産の固定資産税の免税点は150万円であるが、上記計算では各社とも150万円超の償却資産を将来ともに保有するものと仮定する。

【資本サービス価格のシミュレーションフロー】



◆租税特別措置による設備投資増加効果の推計方法

分析に用いる設備投資関数

租税特別措置による設備投資増加効果の推計には、資本サービス価格を説明変数に含む下式のような設備投資関数を用いる必要がある。

$$I_{i,t}/L_{i,t} = \text{Exp}(C + \beta_1 CSP_{i,t} + \beta_2 D_{i,t-1}/L_{i,t-1} + \beta_3 K_{i,t-1}/L_{i,t-1} + \beta_4 Dm_{i,t} + \varepsilon) \cdot \dots \cdot \textcircled{4}$$

$I_{i,t}$: 企業*i*の*t*年の設備投資額

$CSP_{i,t}$: 企業*i*の*t*年の資本サービス価格(平均1に標準化)

$D_{i,t-1}$: 企業*i*の*t-1*年の減価償却額

$K_{i,t-1}$: 企業*i*の*t-1*年の固定資本ストック

$L_{i,t-1}$: 企業*i*の*t-1*年の従業者数

$Dm_{i,t}$: 企業*i*の*t*年の製造業/非製造業ダミー変数

上記の式③を対数変換し

$$\ln\left(\frac{I_{i,t}}{L_{i,t}}\right) = C + \beta_1 CSP_{i,t} + \frac{\beta_2 D_{i,t-1}}{L_{i,t-1}} + \frac{\beta_3 K_{i,t-1}}{L_{i,t-1}} + \beta_4 Dm_{i,t} + \varepsilon \dots \textcircled{5}$$

●2022 年度調査による設備投資関数の回帰分析結果

説明変数	統計量			
	偏回帰係数	t 値	P値	標準誤差
資本サービス価格	-3.11805	-17.00190	0.00000	0.18339
前年減価償却額(従業者一人当たり)	0.00010	12.55414	0.00000	0.00001
前年労働装備率	0.00000	4.37243	0.00001	0.00000
製造/非製造	-0.02114	-0.38911	0.69721	0.05434
定数項	9.05916	49.22598	0.00000	0.18403
自由度調整済決定係数	0.12712			
データ件数	5,428			

上記の結果は、設備投資に関するマイクロデータの分析であることから、自由度調整済決定係数は 0.12712 にとどまるが、最も重要な資本サービス価格のパラメータは、マイナス 3.11805 と符号条件を満たし、t 値もマイナス 17.00190 と大きく、資本サービス価格と設備投資額には、前年度減価償却費等の要因を捨象した上で、負の相関が認められることから、これを分析に用いることにする。

設備投資の増加額の推計式

中小企業関連投資税制による設備投資増加を、設備投資関数から導いた式に、上記の回帰分析の結果で得られた資本サービス価格のパラメータ β_1 を用いた式⑥に基づき推計する。

$$\Delta I = I \left(\beta_1 \frac{\bar{c}^* - \bar{c}}{\bar{c}} \right) \dots \textcircled{6}$$

\bar{c} : 中小企業に設備投資の優遇措置がない場合の資本サービス価格の平均値

\bar{c}^* : 中小企業に設備投資の優遇措置がある場合の資本サービス価格の平均値

※ 註:回帰分析では資本サービスを平均 1 に標準化してある

(4) 中小企業関連投資税制の優遇措置によって促進された設備投資増額の推計結果

① 資本サービス価格のシミュレーション結果

2021年度（使用したデータは2020年及び2021年）について、租税特別措置が全く無いケース、中促通常措置のみが制度としてあるケースについて、平均資本サービス価格をシミュレーションし、次表に示す結果を得た。

● 中小企業関連税制の優遇措置による平均資本サービス価格の低減

ケース	平均資本サービス価格	ケース①からの低減率
①租税優遇措置無し	0.1898	
②租税優遇措置あり(現状)	0.1883	0.828%

(注)2021年度、2020年度会計のデータ使用

平均資本サービス価格の計算は、下式のとおり。

$$\bar{C}_k = \frac{\sum_{i=1}^n \sum_{j=1}^m I_{i,j} C_{i,j}^k}{\sum_{j=1}^m \sum_{i=1}^n I_{i,j}} \cdots \textcircled{7}$$

k : ケース番号 (1~3)

n : データ件数

m : 取得資産の種類数(8種類に分類)

$C_{i,j}^k$: i 企業 j 財の k ケースの資本サービス価格

$I_{i,j}$: i 企業 j 財の取得価額

取得資産の分類は、建設物附属装置、機械装置、検査工具・測定工具、工具器具、備品、船舶を除く車両運搬具（普通貨物自動車を含む）、船舶、ソフトウェア

結果は、「少額減価償却資産の特例」以外に租税特別措置が全くない場合に比べ、それらの優遇措置がある現状のケースは、資本金1億円以下の企業で、建設を除く資本財の資本サービス価格が、平均0.828%低下することを示している。

② 優遇税制対象企業の設備投資額の設定

式⑥に示すように優遇税制による設備投資の増加額の推計には、資本金1億円以下の企業が2021年度に実施した設備投資総額をデータとして与える必要がある。

直近の「法人企業統計年報」（財務省）によれば、2021年度に資本金1億円未満の金融業・保険業を除く全産業が実施した設備投資額は、ソフトウェア分を除いて16,565,567百万円である。

また、「法人企業統計」によると同カテゴリーの企業による2021年期首と2021年度末のソフトウェアの資産残高は、それぞれ1,585,732百万円と1,668,153百万円であることから、この間のソフトウェアへの設備投資額を推計すると、ソフトウェアの耐用年数5年、毎年の償却率40%とし、全ての設備投資が期末に行われ、かつ改定償却率、保証率、残存切り替え年の影響を無視できると仮定すると、約716,714百万円となり、資本金1億円未満の法人企業が2021年度に実施した設備投資総額は、合計で約17兆2,823億円と推計される。

なお、この金額には、資本金がちょうど1億円の企業の設備投資額は含まれていないことから、本分析対象企業の設備投資額の下限值に近い値とみてよいであろう。

また、優遇税制は建物への設備投資を対象としていないことから、この分を除いて考える必要があるが、ここでは設備投資に占める建物のシェアを国民経済計算の固定資本マトリックスを参考に25%と

設定する。この分を除いて、2021年度の優遇税制の対象設備に対応する設備投資額を推計すると、約12兆9,617億円となる。

③ 中小企業関連投資税制で促進された設備投資の推計結果

2021年度について、中小企業関連投資税制による設備投資促進額は、式⑥に当てはめると、約3,347億円である。

本分析が対象とする優遇税制効果による設備投資増額

$\beta 1$ (回帰分析によるパラメータ)	-3.11805
資本サービス価格変化率	0.00828
設備投資額(億円)	129,617
優遇税制による設備投資増額(億円)	3,347

(5) 設備投資増加による経済インパクト

設備投資がなされる場合のマクロ経済への主なインパクト経路は、

- ① 設備投資による新規需要が後方産業に及ぼす生産波及の経路
- ② 設備を生産活動に使用することによる生産拡大の経路

の二つである、これらの経路について、それぞれインパクトを検討する。

① 設備投資需要の波及効果 (Backward Effect)

設備投資需要の増加による波及効果の計算は、平成27年産業連関表(総務省)の187部門表をもとに計算を行う。産業連関表(I0表)において、設備投資需要に相当する部門は、最終需要項目の国内総固定資本形成(民間)であるので、この項目による波及効果を計算する。ただし、I0表の国内総固定資本形成(民間)の項目には、設備投資促進税制の対象でない品目(農産品、鉱業品、屑副産物、建設部門等)等が含まれているので、それらについては控除して計測を行う。

設備投資額の増額分3,347億円による生産誘発額は4,999億円、GDP誘発額は2,089億円、雇用誘発数は2.09万人となった。

設備投資需要の経済波及効果

	設備投資促進額 (億円)	生産誘発額 (億円)	GDP誘発額 (億円)	雇用誘発額 (万人)
中小企業設備投資 促進税制	3,347	4,999	2,089	2.09

② 設備活用による生産拡大効果 (Forward Effect)

設備投資によって資本ストックが1単位だけ増加した場合、生産量は資本ストックの限界生産力に相当する分だけ増加することが期待される。また、その効果は一時的なものではなく、設備の使用期間を通して継続するはずである。これは将来に生みだされる付加価値であるため、これを現在価値に換算すると、その合計は次式で表すことができる。

$$\Delta V = \Delta I \times me \int_0^u \frac{1}{(1+r)^t} (1-\delta)^t dt$$

$$me \cong \alpha \frac{GDP}{K}$$

me: 資本財の限界生産力

u : 平均耐用年数

δ : 経済的有形固定資産減耗率

r : 利子率

α : 資本ストックのGDP弾性値

K : 資本ストック(マクロ)

V : 付加価値額

次表(生産拡大効果の試算結果)にしめす前提条件の下で、中小企業関連税制による設備投資増額による生産拡大効果を試算すると、3,347億円の設備投資増に対し、その3.08倍にあたる1兆314億円の付加価値(現在価値変換)の増加が得られることが期待される。

③ 労働生産性の上昇効果

一般資本財、IT資本財の各資本装備率が、本措置による設備投資の増加により、増加した場合の労働生産性上昇率は、以下のように推計される(下式で ΔA は A の変化を表す)。

$$\text{労働生産性の上昇率} = \frac{\Delta\left(\frac{Y}{L}\right)}{\left(\frac{Y}{L}\right)} = \alpha \frac{\Delta\left(\frac{K_1}{L}\right)}{\left(\frac{K_1}{L}\right)} + (1 - \alpha - \beta) \frac{\Delta\left(\frac{K_2}{L}\right)}{\left(\frac{K_2}{L}\right)}$$

次表(生産拡大効果の試算結果)を用いて計算すると、0.02545%となる。

表. 生産拡大効果の試算結果

	単位	値		出所
		一般財	IT財	
・中小企業関連税制による設備投資の増額	百万円	320,800	13,880	・本分析推計(ソフトウェアをIT財とする)
・資本ストックのGDP弾性値(α)	-	0.41193	0.17035	・総務省「令和3年度 ICTの経済分析に関する調査」
・2020年の資本ストック(2015年基準)	億円	6,995,724	360,606	・総務省「令和3年度 ICTの経済分析に関する調査」
・2021年のGDP(2015年価格)	億円	5,359,886		・内閣府「国民経済計算」
・生産設備の平均使用年数	年	16	5	・内閣府「民間企業投資。除却調査」の機械及び装置、車両及び運搬具、工具・器具及び備品、船舶の平均使用年とアンケート調査の投資財構成による加重平均、ただし、ソフトウェアは法定耐用年数、
・経済的設備減耗率	%/年	7.2	6.9	・上記で推計した平均使用年数から推計
・2019年度借入金利比率(資本金1億円以下企業平均)	%/年	0.998		財務省「法人企業統計」
GDP拡大効果	億円	8,871	1,443	
		合計 10,314		
	-	設備投資増分の3.08倍		

(6) 分析結果のまとめ

中小企業関連投資税制の設備投資促進効果は、3,347 億円。その設備投資需要は、わが国 GDP を 2,089 億円、雇用者数を約 2.09 万人誘発する効果がある。

また、増加された設備投資が耐用期間にわたって稼働することにより、約 1 兆 314 億円（現在価値換算）の付加価値が生み出されることが期待できる。

	中小企業関連投資 税制	
①設備投資促進額	3,347	
波① 及に 効よ 果る	生産誘発額(億円)	4,999
	GDP誘発額(億円)	2,089
	雇用誘発数(万人)	2.09
②設備活用による 生産拡大効果(億円)(GDPベース)	10,314	
③①の設備投資増加による 労働生産性上昇率(%)	0.02545	

V. 參考資料



「中小企業税制に関するアンケート調査」ご協力をお願い
(中小企業庁委託事業関連事業)

令和4年7月

各 位

中小企業庁事業環境部財務課

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

中小企業に対する税制における政策効果を検証することを目的として、優遇措置の利用実態を把握するべくアンケート調査を実施させていただきます。ご回答いただきました内容は、今後の税制改正のための基礎資料として反映させていただく予定です。

本アンケート調査の調査票の送付、回収、集計、取りまとめは、株式会社東京商工リサーチに委託しております。つきましては、ご多忙中、誠に恐縮ですが、本アンケート調査の趣旨と意義をご賢察のうえ、是非ともご協力下さいますようお願い申し上げます。

なお、ご回答いただいた内容は統計的に処理しますので、個々の調査票の結果が公表されることはございません。

※すでにWEBで回答済の方は、この調査票でのご回答は不要です

～ ご記入にあたって ～

- ① ご回答は、代表者の方でも経理担当の方でもご回答できる方であれば、いずれの方でも結構です。
 - ② ご回答は令和4年7月1日時点としてご記入ください。
- ご回答は、同封の返信用封筒に入れて、**令和4年8月19日（金）**までにポストにご投函ください（切手不要）。

【お問い合わせ先】

(本アンケート調査の記入方法等についてご不明な点がある場合)

株式会社東京商工リサーチ

「中小企業税制に関するアンケート調査」調査事務局

窓口対応電話番号：03-6810-0278

(平日 9:00～12:00、13:00～17:00 ※祝日及び年末年始を除く)

FAX : 03-5221-0716

E-mail : chushou.chousa@tsr-net.co.jp

【Q1】貴社の概況についてお聞きします。

※各種税制の経営への影響を定量的に把握するために、貴社の経営状況についておたずねします。ご協力をお願いいたします。

Q1-1 貴社の概要、ご回答者の所属部署名・役職等をご記入ください。選択肢の項目には○をご記入ください。（以下の設問も同様）

(ふりがな)			
貴社名			
所在地	〒		
所属部署名			
役職・お名前※			
電話（代表）			
E-mail			
主たる業種 (○は1つだけ)	①建設業 ②製造業 ③情報通信業 ④運輸業	⑤卸売・小売業 ⑥不動産業 ⑦飲食業 ⑧宿泊業	⑨医療、福祉 ⑩教育・学習支援業 ⑪その他サービス業 ⑫その他 ()
創業年	年	設立年 ※法人登記を行った年	年
親会社の有無	有	無	
親会社の株式保有割合	① 株式 100%保有 ② 株式 1/2 以上保有 ③ 株式 1/2 未満保有	親会社の資本金	① 1 億円未満 ② 1 億円以上 5 億円未満 ③ 5 億円以上 ④ なし
直近の決算期 (決算年月)	令和 [] 年 [] 月		

(※) 個人情報の管理につきましては、本調査票の最終ページをご参照下さい。

Q1-2 貴社の財務情報や税務情報について、直近3カ年の具体的な金額をご記入下さい。なお、「0（ゼロ）」の場合は、「0」とご記入下さい。ご記入に当たっては、※下記をご参考にして下さい。
 (千円未満四捨五入) ※決算書や法人税申告書のコピーを同封していただくのでも可

		令和元年度	令和2年度	令和3年度(*)
決算書項目	売上高	千円	千円	千円
	営業利益(※1)	千円	千円	千円
	税引前当期純利益(※1)	千円	千円	千円
	設備投資総額(※2)	千円	千円	千円
	建物	千円	千円	千円
	建物附属設備	千円	千円	千円
	器具備品	千円	千円	千円
	機械・設備	千円	千円	千円
	車両・運搬具	千円	千円	千円
	ソフトウェア	千円	千円	千円
	減価償却費(※3)	千円	千円	千円
	うち、当該事業年度取得資産分	千円	千円	千円
	有形固定資産額	千円	千円	千円
	うち、土地の分	千円	千円	千円
	交際費	千円	千円	千円
	総資産	千円	千円	千円
	資本金	千円	千円	千円
	純資産(※4)	千円	千円	千円
	人件費(※5)	千円	千円	千円
法定福利費(社会保険料)	千円	千円	千円	
従業員数(※6)	人	人	人	
税申告書項目(※7)	① 所得金額	千円	千円	千円
	② 法人税額	千円	千円	千円
	③ 法人税額のうち中小法人等の年800万円相当額以下の部分	千円	千円	千円
	④ 繰越欠損金控除額	千円	千円	千円
	⑤ 繰越欠損金残額	千円	千円	千円

(*) 直近決算期を令和3年度として記入して下さい。

(※1) 営業利益または税引前当期純利益がマイナスの場合は、数字の前に「△」をご記入下さい。

(※2) 「設備投資総額」は各事業年度における「有形固定資産」及び「無形固定資産」の取得額を記載して下さい。

(※3) 「減価償却費」は、損益計算書及び製造原価報告書の「減価償却費」をご記入下さい。「当該事業年度取得資産分」は、各年度に設備投資した資産についての同年度の減価償却費をいいます。

(※4) 「総資産」は貸借対照表の「資産の部 合計」をご記入下さい。

(※5) 人件費については、従業員(※)の給与・賞与の合計額をご記入下さい(法定福利費などの社会保険負担は含みません)。

(※6) 従業員数は、正社員及び契約社員の数をご記入下さい(役員、派遣社員は含みません)。※従業員は正社員及び契約社員を指します。

【Q2】企業の経営状況についてお聞きします。

〔すべての方〕

Q2-1 新型コロナウイルス感染症は、企業活動に影響がありますか。(単一回答)

- | | |
|------------------|-----------------|
| ① 影響が継続している | ② 影響があったが収束している |
| ③ 今後、影響が出る可能性がある | ④ 影響はない |

Q2-2 現在の業況はコロナ前（2019年以前）と比べていかがですか。(単一回答)

- | | | |
|----------|----------|---------|
| ① 悪化した | ② やや悪化した | ③ 変わらない |
| ④ やや改善した | ⑤ 改善した | |

Q2-3 現在の資金繰りの状況はコロナ前（2019年以前）と比べていかがですか。(単一回答)

- | | | |
|----------|----------|---------|
| ① 悪化した | ② やや悪化した | ③ 変わらない |
| ④ やや改善した | ⑤ 改善した | |

Q2-4 原油・原材料の高騰によって、経営にマイナスの影響を受けていますか。(単一回答)

- | | |
|---------------------------|--------------------------|
| ① 影響を受けている | ② 現時点で受けていないが、今後影響が見込まれる |
| ③ 現時点で受けておらず、今後も影響が見込まれない | |

〔Q2-4で「①影響を受けている」と回答した方〕

Q2-5 原油・原材料の高騰に伴うコスト上昇分のうち、何割を価格転嫁できていますか。(単一回答)

- | | | |
|-----------|----------------|------------|
| ① 10割（全て） | ② 6～9割 | ③ 5割 |
| ④ 1～4割 | ⑤ 0割（転嫁できていない） | ⑥ 転嫁の必要がない |

【Q3】法人税の軽減税率についてお聞きします。

中小企業において、所得の 800 万円以下の部分については、税率が 15%に軽減されています。
(平成 21 年度以降、租税特別措置で軽減されています。)

Q3-1 本措置を利用したことがありますか。(単一回答)

- | | |
|------------------------|----------|
| ① 利用したことがある(所得がプラスの方) | → Q3-2 へ |
| ② 利用したことがない(所得がマイナスの方) | → Q4-1 へ |
| ③ わからない | → Q4-1 へ |

〔Q3-1 で「①利用したことがある(所得がプラスの方)」と回答した方〕

Q3-2 本措置によって増加したキャッシュフローの使用用途についてお答え下さい。(複数回答可)

- | | |
|-----------------|------------------------------|
| ① 設備投資 | ② 研究開発 |
| ③ 新たな製品・サービスの展開 | |
| ④ 広告宣伝費 | ⑤ 雇用関係(賃金・人材確保・社会保険) ⑥ 債務の返済 |
| ⑦ 配当の増加 | ⑧ その他() |

〔Q3-1 で「①利用したことがある(所得がプラスの方)」と回答した方〕

Q3-3 本軽減措置がなかった場合、所得 800 万円までの法人税について、4%の増加となります(所得が 800 万円以上の場合は、32 万円)が、どの費用を削減することで、増加する法人税分を充当しますか。その大まかな割合を記載ください。

- | | |
|-----------------------|-------|
| ① 雇用関係費(賃金・人材確保・社会保険) | () % |
| ② 設備投資 | () % |
| ③ 研究開発投資 | () % |
| ④ 広告宣伝費 | () % |
| ⑤ その他 | () % |
| (具体的に: |) |

【Q4】中小企業向けの設備投資関連税制についてお聞きします。

中小企業が機械装置等の設備投資をした場合、様々な設備投資関連税制（特別償却又は税額控除、固定資産税の軽減）が認められております。

【設備投資関連税制の概要】

A 中小企業投資促進税制

○制度の概要

中小企業(資本金1億円以下の企業等)が、一定の設備投資を行った場合に、税額控除又は特別償却の適用を認める措置

○対象設備

設備の種類	要件
機械及び装置	1台160万円以上
測定工具及び検査工具	1台120万円以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上
ソフトウェア	一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上
貨物自動車	車両総重量3.5トン以上
内航船舶	取得価格の75%が対象

○税制措置の内容

	特別償却	税額控除
個人事業主 資本金3,000万円以下の中小企業	30%	7%
資本金3,000万円超の中小企業	30%	なし

B 中小企業経営強化税制

○制度の概要

経営力向上計画の認定を受けた中小企業が、一定の設備投資を行った場合に、税額控除又は即時償却の適用を認める措置

○対象設備等

類型	要件	確認者	対象設備
A類型	生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備	工業会等	機械装置（160万円以上）
B類型	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	経済産業局	工具（30万円以上）
C類型	可視化、遠隔操作、自動制御化のいずれかに該当する設備		器具備品（30万円以上）
D類型	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備		建物附属設備（60万円以上）
			ソフトウェア（70万円以上）

○税制措置の内容

	特別償却	税額控除
個人事業主 資本金3,000万円以下の中小企業	30%	7%
資本金3,000万円超の中小企業	30%	なし

C 先端設備等導入計画に基づく固定資産税の特例

○制度の概要

先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業が、一定の設備投資を行った場合に、固定資産税の軽減を認める措置

○対象設備

生産等設備であって、生産性向上に資する指標が旧モデル比で年1%以上向上する下記設備

○税制措置の内容

固定資産税の課税標準を3年間ゼロ～1/2に軽減

設備の種類	最低価額要件	販売開始時期要件
機械及び装置	160万円以上	10年以内
測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品	30万円以上	6年以内
建物附属設備	60万円以上	14年以内
構築物	120万円以上	14年以内

※事業用家屋は、取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの

Q4-1 下記(1)～(3)の設備投資関連税制についてご存知ですか。(各項目に○は1つ)

(1) A 中小企業投資促進税制	① 知っている ② 知らない
(2) B 中小企業経営強化税制	① 知っている ② 知らない
(3) C 先端設備等導入計画に基づく固定資産税の特例	① 知っている ② 知らない

Q4-2 上記の設備投資関連税制を利用したことがありますか。(複数回答可)

① 中小企業投資促進税制(図A)を利用したことがある	} → Q4-3へ
② 中小企業経営強化税制(図B)を利用したことがある	
③ 先端設備等導入計画に基づく固定資産税の特例(図C)を利用したことがある	
④ 利用したことがない	

[Q4-2で「①～③利用したことがある」と回答した方]

Q4-3 令和2年度、令和3年度のそれぞれについて、利用した税制措置にチェック☑を記入してください。
また、税制措置を利用して取得した資産毎にもチェック☑し、金額と数量を記載してください。

税制措置	効果	利用	税制措置を利用して取得した資産	令和2年度			令和3年度		
				利用	取得額	台数	利用	取得額	台数
中小企業投資促進税制	特別償却	□	機械装置	□	千円	台	□	千円	台
			測定工具・検査工具	□	千円	台	□	千円	台
			ソフトウェア	□	千円	個	□	千円	個
			普通貨物自動車	□	千円	台	□	千円	台
			船舶	□	千円	隻	□	千円	隻
	税額控除	□	機械装置	□	千円	台	□	千円	台
			測定工具・検査工具	□	千円	台	□	千円	台
			ソフトウェア	□	千円	個	□	千円	個
			普通貨物自動車	□	千円	台	□	千円	台
			船舶	□	千円	隻	□	千円	隻
中小企業経営強化税制	即時償却	□	機械装置	□	千円	台	□	千円	台
			工具	□	千円	台	□	千円	台
			器具備品	□	千円	台	□	千円	台
			建物附属設備	□	千円	台	□	千円	台
			ソフトウェア	□	千円	個	□	千円	個
	税額控除	□	機械装置	□	千円	台	□	千円	台
			工具	□	千円	台	□	千円	台
			器具備品	□	千円	台	□	千円	台
			建物附属設備	□	千円	台	□	千円	台
			ソフトウェア	□	千円	個	□	千円	個
先端設備等導入計画に基づく特例	固定資産税の軽減	□	機械装置	□	千円	台	□	千円	台
			測定工具・検査工具	□	千円	台	□	千円	台
			器具備品	□	千円	台	□	千円	台
			建物附属設備	□	千円	台	□	千円	台

[Q4-2で「①～③利用したことがある」と回答した方]

Q4-4 税制を活用した設備投資の目的について、その構成比を記載ください。

① デジタル化・DX	() %
② 省エネ・グリーン投資	() %
③ 省力化・合理化 (①②を除く)	() %
④ 新事業進出・事業転換・多角化	() %
⑤ 既存設備の維持更新	() %
⑥ その他	() %
(具体的に :)

[Q4-2で「①～③利用したことがある」と回答した方]

Q4-5 設備導入の決定に際し、税制措置が影響したと思いますか。(単一回答)

① かなり影響した	② やや影響した	③ どちらとも言えない
④ あまり影響しなかった	⑤ 全く影響しなかった	

[Q4-2で「①～③利用したことがある」と回答した方]

Q4-6 税制措置を使ったことによる効果をお答えください。(複数回答可)

<u><設備投資による生産性の向上効果></u>		
① キャッシュフローの増加	② 売上の増加	③ コストの削減
④ 受注の増加	⑤ 受注の減少防止	
<u><税制措置による設備投資の質または量の増大効果></u>		
⑥ より高性能な設備を導入	⑦ 設備の導入台数の増加	
⑧ 赤字でも設備投資をする契機となった		
⑨ その他 (具体的に :)

[Q4-2で「①～③利用したことがある」と回答した方]

Q4-7 税制措置がなかった場合/優遇が小さくなった場合の影響をお答えください。(複数回答可)

① 設備投資を行わない		
② 設備投資を先延ばし、既存の設備を使用し続ける		
③ 設備投資の額が減少する	(およそ	%減少)
④ 設備の老朽化による性能の低下を通じた売上の減少	(およそ	%減少)
⑤ 設備の老朽化による性能の低下を通じた受注の減少	(およそ	%減少)
⑥ 設備の維持のためのコストの増大	(およそ	%増大)
⑦ その他 (具体的に :)

[Q4-2 で「①中小企業投資促進税制（図 A）を利用したことがある」と回答した方]

Q4-8 「②中小企業経営強化税制（図 B）」を利用しなかった理由は何ですか。（複数回答可）

- ① 要件を満たさなかったため（取得した設備名： _____）
- ↳ 満たさなかったのは以下(1)～(5)のうち、どの要件でしょうか。（複数回答可）
- | |
|---|
| <A 類型（工業会）>
(1) 生産性年平均 1%以上向上の要件
(2) 販売開始時期の要件
(3) ソフトウェアにおける「情報収集・分析・指示機能」の要件 |
| <B 類型（経産局）>
(4) 投資利益率 5%以上向上の要件 |
| <C 類型（経産局）>
(5) 可視化、遠隔操作、自動制御化の要件 |
- ② 中小企業経営強化税制の対象設備ではなかったため
（取得した設備名： _____）
- ③ 制度を知らなかったため
- ④ 工業会の確認の手続き（A 類型）が煩雑だったため
（煩雑だと感じる点： _____）
- ⑤ 経産局が確認する投資計画（B～D 類型）を作成するコストが高いため
（コストと感じる点： _____）
- ⑥ 中小企業経営強化法の認定の手続きが煩雑だったため
（煩雑だと感じる点： _____）
- ⑦ その他（具体的に： _____）

[Q4-2 で「②中小企業経営強化税制（図 B）を利用したことがある」と回答した方]

Q4-9 活用した類型をお答えください。（複数回答可）

- | |
|--|
| ① A 類型（生産性が旧モデル比平均 1%以上向上する設備） |
| ② B 類型（投資収益率が年平均 5%以上の投資計画に係る設備） |
| ③ C 類型（可視化、遠隔操作、自動制御化のいずれかに該当する設備） |
| ④ D 類型（修正 ROA または有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備） |

[Q4-2 で「①～③利用したことがある」と回答した方]

Q4-10 貴社の生産・営業用設備の過不足の状況はどうですか。（単一回答）

- | |
|----------------|
| ① 過剰 ② 適正 ③ 不足 |
|----------------|

[Q4-10 で、②適正又は③不足と回答した方]

Q4-11 貴社の生産・営業用設備の状況は、設備投資関連税制の活用により変化がありましたか。
（単一回答）

- | |
|----------------------------|
| ① 不足感が解消され、適正な水準となった。 |
| ② 不足感はやや解消されたが、引き続き不足している。 |
| ③ 不足感は解消されていない。 |
| ④ 元々適正な水準であり、変化はない。 |

〔Q4-2で「④利用したことがない」と回答した方〕

Q4-12 利用したことがない理由は何ですか。(複数回答可)

- | | |
|------------------------|------------------------|
| ① 設備投資をそもそも行っていないため | ② 赤字であるため税制措置が利用できないため |
| ③ 対象設備の金額が要件を満たさなかったため | ④ 中古設備で対象とならなかったため |
| ⑤ これらの措置を知らなかったため | ⑥ 顧問税理士にすべて任せてあるため |
| ⑦ その他(具体的に: _____) | |

Q4-13 設備投資関連税制を何で知りましたか。(複数回答可)

- | | | | |
|----------------------|-----------------------|-------------|----------|
| ① 中小企業庁の作成しているパンフレット | ② 中小企業庁や経済産業局の開催する説明会 | | |
| ③ ミラサポ | ④ 所属する工業会等からの連絡や説明会 | ⑤ 税に関する専門誌等 | |
| ⑥ 税理士 | ⑦ 商工会議所等 | ⑧ 金融機関 | ⑨ 設備メーカー |
| ⑩ その他(具体的に: _____) | | | |

【Q5】先端設備等導入制度による固定資産税軽減措置についてお聞きます。

先端設備等導入計画に基づき生産性を高めるための設備を取得した場合、市町村の判断により、固定資産税の課税標準が3年間ゼロ～1/2に軽減されます。

Q5-1 本税制措置を利用し設備を取得しましたか。利用した場合、導入した設備の種類は何ですか。本税制を活用していない場合 → 質問は以上となります

設備の種類	設備の名称※1	合計取得額※2	台数※2
機械装置		万円	台
器具備品		万円	台
測定工具及び検査工具		万円	台
建物附属設備		万円	台
構築物		万円	台
事業用家屋		万円	台

※1 同種類の設備を複数取得した場合、代表的なものの名称を記載ください。

※2 同種類の設備を複数取得した場合、合計取得額と台数を記載ください。

Q5-2 設備導入の決定に際し、税制措置が影響したと思いますか。(単一回答)

- | | | |
|--------------|-------------|-------------|
| ① かなり影響した | ② やや影響した | ③ どちらとも言えない |
| ④ あまり影響しなかった | ⑤ 全く影響しなかった | |

Q5-3 税制措置を使ったことによる効果をお答えください。(複数回答可)

＜税制措置による設備投資の質または量の増大効果＞

- | |
|---------------------|
| ① より高性能な設備を導入 |
| ② 設備の導入台数の増加 |
| ③ 赤字でも設備投資をする契機となった |
| ④ その他(具体的に: _____) |

＜設備投資による生産性の向上効果＞

- | |
|---------------|
| ⑤ キャッシュフローの増加 |
| ⑥ 売上の増加 |
| ⑦ コストの削減 |

Q5-4 本措置がなかった場合の影響をお答えください。(複数回答可)

- | | | |
|---------------------------|------|------|
| ① 設備投資を行わない | | |
| ② 設備投資を先延ばし、既存の設備を使用し続ける | | |
| ③ 設備投資の額が減少する | (およそ | %減少) |
| ④ 設備の老朽化による性能の低下を通じた売上の減少 | (およそ | %減少) |
| ⑤ 設備の老朽化による性能の低下を通じた受注の減少 | (およそ | %減少) |
| ⑥ 設備の維持のためのコストの増大 | (およそ | %増大) |

Q5-5 その他本措置に関する改善点等を含むお気づきの点、コメントしたい点等ございましたら、ご自由にご記入ください。

《ご記入いただきました個人情報の取扱いについて》

皆様の個人情報は、個人情報保護法に従い適切に取り扱います。

【利用目的】お預かりしている個人情報は、本アンケートの分析のために利用させていただきます。個々の調査票の結果やご回答内容が、貴社のご承諾がなく、他に知られることはございません。

【預託】お預かりしました個人情報は、集計作業等のために預託することがあります。その際には十分な個人情報保護の水準を備える者を選定し、契約等によって保護水準を守るよう定め、適切に取り扱います。

【ご同意頂けない場合】個人情報のご記入は任意です。個人情報をご記入いただけない場合であっても調査票は返信用封筒をご利用の上、投函をお願いいたします。個人情報が未記入であっても集計から除外されることはありません。

【お問い合わせ先】お預かりしている個人情報の開示、削除等のお申し出、その他のお問い合わせにつきましては、1 ページ目に記載した連絡先までお願い申し上げます。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。
ご回答終了後は、同封しております返信用封筒(切手不要)に入れて、
8月19日(金曜日)までにご投函下さい

【個人事業主調査票】

ご回答者様の属性についてお伺いします。

SC1 あなたは、個人事業者（法人を設立せずに事業を行っている者）ですか。

- ① はい ② いいえ

SC2 主たる業種は何ですか。（単一回答）

- ① 建設業 ② 製造業 ③ 情報通信業 ④ 運輸業
⑤ 卸売・小売業 ⑥ 不動産業 ⑦ 飲食業 ⑧ 宿泊業
⑨ 医療、福祉 ⑩ 教育・学習支援業 ⑪ その他サービス業
⑫ その他（具体的に： _____)

SC3 税務申告はどちらで行っておりますか／行いますか。（単一回答）

- ①青色申告 ②白色申告 ③その他（ _____)

事業承継に関する税制についてお聞きします。

中小企業・小規模事業者が事業承継に利用できる措置として、個人版事業承継税制や小規模宅地特例があります。

Q1 現在の代表者の年齢をお答えください。（単一回答）

- ① 30歳未満 ② 30～40歳未満 ③ 40～50歳未満 ④ 50～60歳未満
⑤ 60～70歳未満 ⑥ 70歳以上 ⑦ わからない

Q2 後継者（候補）の決定状況をお答えください。（単一回答）

- ① 親族の後継者（候補）がいる
② 従業者の後継者（候補）がいる
③ 後継者（候補）はいない
④ わからない
※「後継者（候補）がいる」とは事業を承継することについて後継者（候補）ご本人が概ね了解している状態にあることを指すものとします。

〔後継者（候補）について「親族の後継者（候補）がいる」または「従業者の後継者（候補）がいる」と回答した方にお伺いします。〕

Q3 事業承継の時期についてお答えください。（単一回答）

- ① 1年以内
② 1年超～3年以内
③ 3年超～5年以内
④ 7年超～10年以内
⑤ 10年超
⑥ 決まっていない

Q4 新型コロナウイルス感染症の影響で事業承継を行う時期に影響があった場合、その内容をお答えください。※事業承継を行う時期を決めていない方は「変化はない」をお答えください。（単一回答）

- ① 事業承継の時期を前倒しした
② 事業承継の時期を後ろ倒しした
③ 変化はない

Q5 事業承継用資産（土地、建物、機械装置等）を承継する予定はありますか。（単一回答）

- ① 予定がある
- ② 予定はない
- ③ 承継する資産がない
- ④ 決まっていない
- ⑤ わからない

〔「事業承継用資産（土地、建物、機械装置等）の承継について、「予定がある」と回答した方にお伺いします〕

Q6 承継する予定の事業用資産は何ですか。（複数回答可）

- ① 土地
- ② 建物
- ③ 機械装置・器具備品等
- ④ 商品・製品・原材料等
- ⑤ 事業用債権（売掛金等）
- ⑥ 現預金
- ⑦ その他（具体的に： _____）

Q7 事業承継における課題として該当するものをすべてお答えください（複数回答可）

- ① 相続税・贈与税の負担
- ② 後継者が不在
- ③ 将来の経営の不安
- ④ 役員・従業員や取引先との関係
- ⑤ 金融機関との関係
- ⑥ 親族間の調整
- ⑦ 事業承継の専門家（税理士など）、金融機関や団体等の身近な支援機関の支援
- ⑧ M&Aのコスト（譲渡所得税等）
- ⑨ 後継者が事業用資産を買い取るための資金
- ⑩ その他（具体的に： _____）
- ⑪ わからない

Q8 小規模宅地特例の利用（予定）についてお教え下さい。（単一回答）

- ① 利用したこと（する予定）がある
- ② 利用したこと（する予定）がない
- ③ わからない

〔小規模宅地特例の利用について「利用したこと（する予定）」があると回答した方にお伺いします。〕

Q9 利用した（する予定）小規模宅地特例の種類についてお教え下さい。（複数回答可）

- ① 特定居住用宅地等
- ② 特定事業用宅地等
- ③ 特定同族会社事業用宅地等
- ④ 貸付事業用宅地等
- ⑤ その他
（具体的に： _____）

〔小規模宅地特例の利用について「利用したこと（する予定）」があると回答した方にお伺いします。〕

Q10 小規模宅地特例が無かった場合の影響について教えてください。（複数回答可）

- ① 個人用に供している個人所有の資産を売却する必要がある
- ② 事業用に供している個人所有の資産を売却する必要がある
- ③ 新たに借入れを行う必要がある
- ④ 事業の縮小を検討する必要がある
- ⑤ 廃業を検討する必要がある
- ⑥ 影響はない
- ⑦ その他
(具体的に：)

Q11 令和元年度から個人事業主の事業承継を促進する税制が創設されました。この制度をご存知ですか。（単一回答）

- ① 制度をよく知っている
- ② 制度の一部を知っている
- ③ 制度はあまり知らないが、聞いたことはある
- ④ 知らない

Q12 令和元年度から創設された個人事業主の事業承継を促進する税制を使いたいと思いますか。（単一回答）

- ① 思う
- ② 思わない
- ③ すでに適用している

〔個人事業主の事業承継を促進する税制を使いたいと「思う」と回答した方にお伺いします〕

Q13 個人版事業承継税制は、以下の資産について納税猶予の対象となります。これ以外の事業用の資産において、相続税・贈与税の負担が特に大きいものはありますか。（複数回答）

<対象資産>

① 土地等（上限 400 m²）

事業の用に供されていた土地又は土地の上に存する権利で、建物又は構築物の敷地の用に供されているもののうち、棚卸資産に該当しないもの

② 建物（上限 800 m²）

事業の用に供されていた建物で棚卸資産に該当しないもの

③ 減価償却資産

償却資産税が課税される償却資産（構築物、機械装置、器具備品、船舶等）

自動車税又は軽自動車税において、営業用の標準税率が適用される自動車・軽自動車

その他上記に準ずるもの（貨物運送用の一定の自動車、取得価額 500 万円以下の乗用自動車、牛等の生物、特許権等の無形減価償却資産）

- ① 事業用の預貯金・売掛金
- ② 棚卸資産
- ③ 事業用の宅地・建物（上限を超過する部分）
- ④ その他（具体的に：)
- ⑤ 特に大きなものはない

〔個人事業主の事業承継を促進する税制を使いたいと「思わない」と回答した方にお伺いします〕

Q14 なぜそう思いますか。(単一回答)

- | |
|--------------------------------------|
| ① よく分からないから |
| ② 手続きが煩雑だから |
| ③ 小規模宅地等の特例を選択するから |
| ④ あくまで税金の猶予であり、いずれは納税しなければならないと聞いたから |
| ⑤ 特例措置の期間内(2028年12月末)までに承継する予定がないから |
| ⑥ その他(具体的に: _____) |

〔個人事業主の事業承継を促進する税制を「すでに適用している」と回答した方にお伺いします〕

Q15 個人版事業承継税制を適用するにあたり、課題・問題点があると思われる点がありますか。

- | |
|-------------------|
| ① はい(具体的に: _____) |
| ② いいえ |